

受動喫煙防止対策に関する調査報告書

令和5年10月

北海道

目次

1. 調査の概要	
1-1 調査の目的	1
1-2 調査の内容	1
1-3 調査結果の概要	1
2. 調査の結果	
2-1 第一種施設	6
2-2 第二種施設	15
2-3 飲食店	32

調査の概要

1-1 調査の目的

道内の公共施設及び民間施設における受動喫煙防止対策の状況等を把握し、道の基本的施策や個別の施策等の進捗管理を行うとともに、防止対策を推進する上での課題等の検討に当たっての基礎資料を得ることを目的とする。

1-2 調査の内容

1-2-1 調査地域 北海道全域

1-2-2 調査対象 北海道内に所在する公共施設及び民間施設

※ただし、以下の施設は、北海道において調査を実施しているため除外している

- (1) 医療機関を除く市町村立の施設
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する認可保育所
- (4) 児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する認可外保育施設
- (5) 就学前の子どもに関する教育、第 2 条第 6 項に規定する認可こども園

1-2-3 調査方法 郵送（往復）による調査

※調査の際は、健康増進法における類型等に基づき、「第一種施設」「第二種施設」「飲食店」の調査票を作成し、それぞれを無作為抽出により選定した施設に発送した。

1-2-4 発送数等 発送数：7,240 不着等を除いた実質標本数：6,912

回答数：2,496（実質標本数に対する回答率：36.1%）

1-2-5 調査期間 令和 5 年 10 月 10 日～令和 5 年 11 月 6 日

1-3 調査結果の概要

1-3-1 調査に関する留意事項

- ・回答数は無回答や無効回答（設問に対し、回答規則に反するもの）を除いているため、回収したサンプル数とは異なる場合がある。
- ・集計結果は、小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までを表示しているため、割合の合計が 100.0 にならない場合がある。
- ・複数の選択肢を回答可能な設問については、各選択肢の回答数を回答施設全体で割った割合を表示している。そのため、回答数の合計は回答施設全体を、各選択肢の割合の合計は 100.0 を超える場合がある。

1-3-2 業種区分

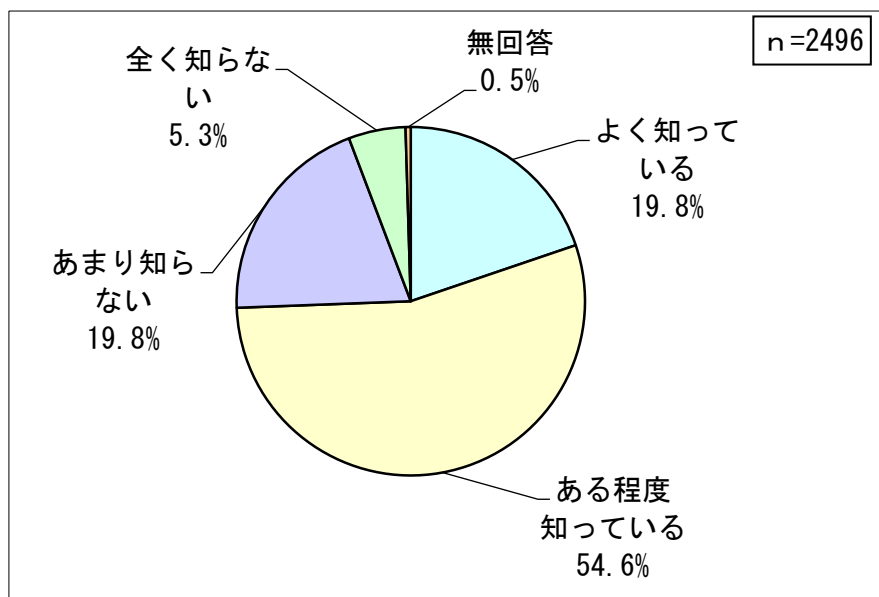
第一種施設	1	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校
	2	病院
	3	診療所（医科）、診療所（歯科）
	4	助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の施術所、ドラッグストア
	5	国の施設（第一種施設）
第二種施設	6	劇場、映画館、興行場
	7	観覧場（競輪場、競馬場）
	8	集会場、冠婚葬祭施設、火葬場、宗教関係施設
	9	体育館、ボウリング場、フィットネスクラブなどの屋内運動施設（道、市町村立除く）
	10	公衆浴場、理容室、美容室（市町村立除く）
	11	百貨店、総合スーパー、食料品店
	12	コンビニエンスストア
	13	銀行、保険会社などの金融機関、郵便局
	14	駅舎内、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル
	15	動物園、植物園、遊園地、水族館など
	16	老人ホーム等の高齢者施設
	17	ホテル、旅館などの宿泊施設
	18	国の施設（第二種施設）
飲食店	19	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店

1-3-3 業種区分別回答状況（全体の回答数等）

No.	施設区分	業種区分	対象数 (A)	不時着を除いた 実質標本数 (B)	回答数 (C)	回答率 (%) (C/B)	対象数に対する 回答率 (%) (C/A)
1	第一種	大学等	38	37	28	75.7%	73.7%
2		病院	27	27	19	70.4%	70.4%
3		診療所（医・歯）	318	313	202	64.5%	63.5%
4		助産所、薬局等	236	229	134	58.5%	56.8%
5		国（第1種）	33	33	28	84.8%	84.8%
6	第二種	劇場、映画館等	33	32	18	56.3%	54.5%
7		観覧場	4	3	2	66.7%	50.0%
8		集会場等	415	409	207	50.6%	49.9%
9		屋内運動施設	22	21	11	52.4%	50.0%
10		美容室等	947	907	322	35.5%	34.0%
11		スーパー	159	153	58	37.9%	36.5%
12		コンビニ	169	166	65	39.2%	38.5%
13		銀行、郵便局等	318	296	176	59.5%	55.3%
14		駅舎内等	64	61	39	63.9%	60.9%
15		動物園等	32	31	21	67.7%	65.6%
16		高齢者施設	146	140	81	57.9%	55.5%
17		宿泊施設	148	143	56	39.2%	37.8%
18		国（第2種）	84	82	68	82.9%	81.0%
19	飲食店	飲食店	4047	3829	961	25.1%	23.7%

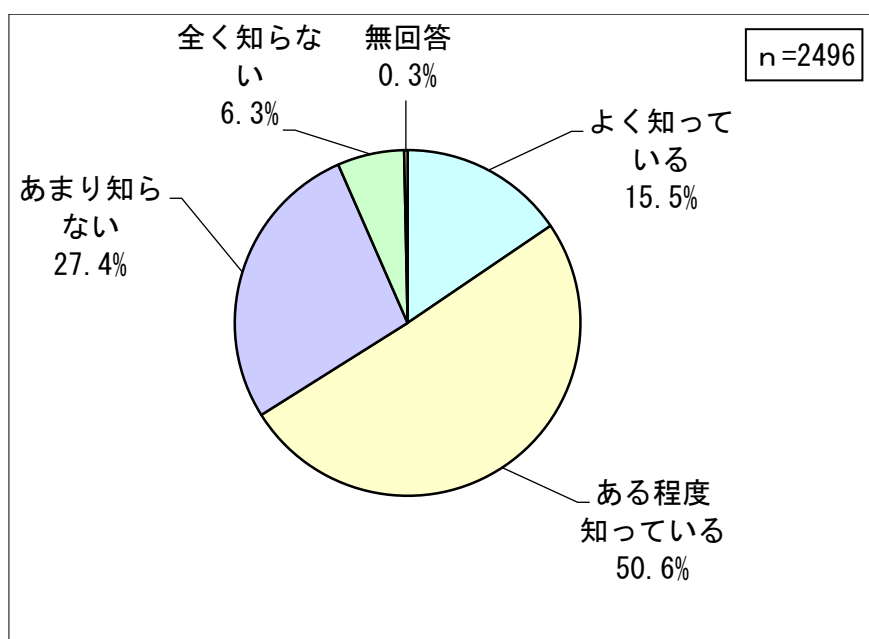
1-3-4 業種区分別回答状況（健康増進法の改正内容の認知度）

No.	施設区分	業種区分	回答数	よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	全く知らない	無回答
1	第一種施設	大学等	28	39.3%	46.4%	7.1%	7.1%	0.0%
2		病院	19	47.4%	42.1%	10.5%	0.0%	0.0%
3		診療所（医・歯）	202	11.9%	57.4%	24.3%	5.9%	0.5%
4		助産所、薬局等	134	14.9%	47.0%	30.6%	7.5%	0.0%
5		国（第1種）	28	53.6%	42.9%	3.6%	0.0%	0.0%
6	第二種施設	劇場、映画館等	18	33.3%	38.9%	27.8%	0.0%	0.0%
7		観覧場	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8		集会場等	207	10.6%	48.3%	28.5%	12.6%	0.0%
9		屋内運動施設	11	18.2%	54.5%	27.3%	0.0%	0.0%
10		美容室等	322	14.6%	45.7%	30.4%	8.7%	0.6%
11		スーパー	58	27.6%	63.8%	5.2%	3.4%	0.0%
12		コンビニ	65	13.8%	64.6%	18.5%	3.1%	0.0%
13		銀行、郵便局等	176	21.0%	57.4%	17.6%	3.4%	0.6%
14		駅舎内等	39	33.3%	56.4%	7.7%	2.6%	0.0%
15		動物園等	21	28.6%	66.7%	4.8%	0.0%	0.0%
16		高齢者施設	81	3.7%	61.7%	27.2%	4.9%	2.5%
17		宿泊施設	56	12.5%	58.9%	17.9%	7.1%	3.6%
18		国（第2種）	68	47.1%	44.1%	8.8%	0.0%	0.0%
19	飲食店	飲食店	961	22.3%	58.4%	15.3%	3.6%	0.4%
全体			2496	19.8%	54.6%	19.8%	5.3%	0.5%



1-3-5 業種区分別回答状況（北海道受動喫煙防止条例の内容の認知度）

No.	施設区分	業種区分	回答数	よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	全く知らない	無回答
1	第一種施設	大学等	28	25.0%	53.6%	14.3%	7.1%	0.0%
2		病院	19	26.3%	42.1%	31.6%	0.0%	0.0%
3		診療所（医・歯）	202	10.4%	49.5%	33.2%	6.4%	0.5%
4		助産所、薬局等	134	11.2%	43.3%	35.8%	9.7%	0.0%
5		国（第1種）	28	28.6%	53.6%	14.3%	3.6%	0.0%
6	第二種施設	劇場、映画館等	18	27.8%	55.6%	16.7%	0.0%	0.0%
7		観覧場	2	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
8		集会場等	207	5.8%	42.5%	38.6%	13.0%	0.0%
9		屋内運動施設	11	9.1%	63.6%	27.3%	0.0%	0.0%
10		美容室等	322	13.0%	40.7%	35.1%	10.9%	0.3%
11		スーパー	58	19.0%	60.3%	17.2%	3.4%	0.0%
12		コンビニ	65	10.8%	56.9%	29.2%	3.1%	0.0%
13		銀行、郵便局等	176	18.2%	49.4%	25.0%	6.8%	0.6%
14		駅舎内等	39	28.2%	53.8%	15.4%	2.6%	0.0%
15		動物園等	21	23.8%	66.7%	9.5%	0.0%	0.0%
16		高齢者施設	81	3.7%	48.1%	40.7%	4.9%	2.5%
17		宿泊施設	56	12.5%	48.2%	28.6%	7.1%	3.6%
18		国（第2種）	68	42.6%	35.3%	20.6%	1.5%	0.0%
19	飲食店	飲食店	961	17.2%	56.8%	21.9%	4.1%	0.1%
全体			2496	15.5%	50.6%	27.4%	6.3%	0.3%

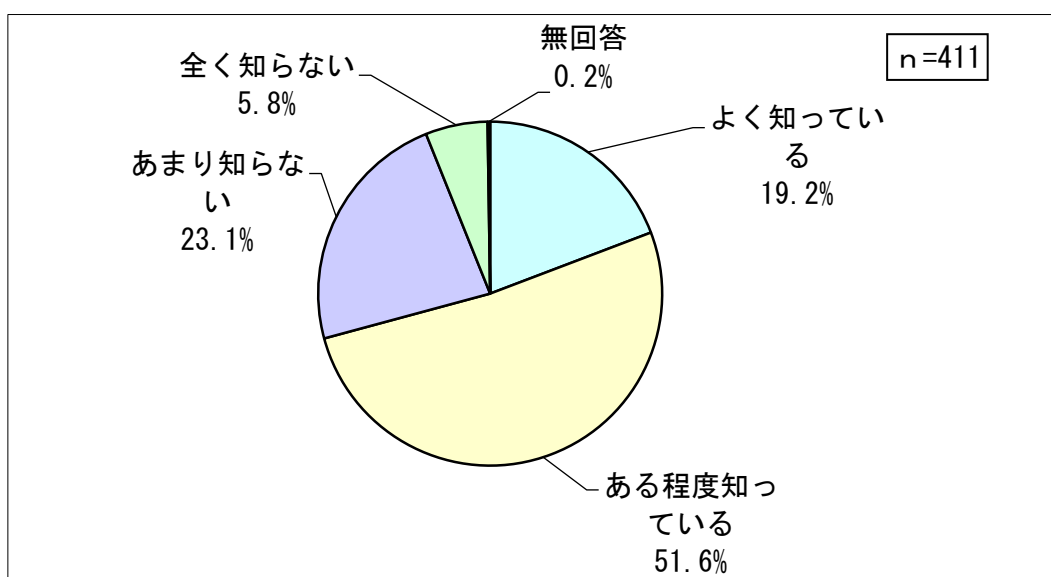


2.調査の結果

2-1 第一種施設

問1 平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙対策の強化が図られましたが、この改正法の内容を知っていますか。(1つに○)

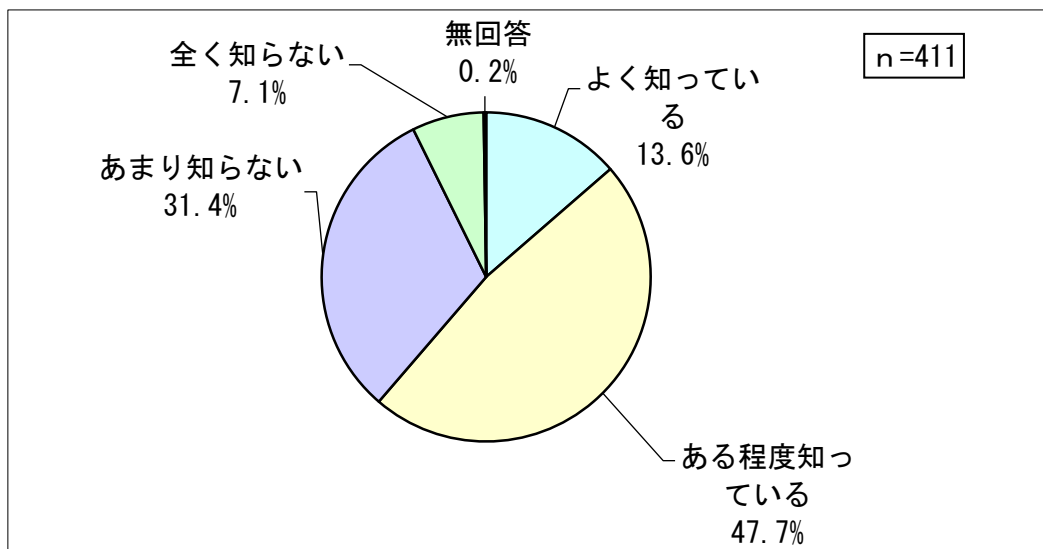
No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	79	19.2
2	ある程度知っている	212	51.6
3	あまり知らない	95	23.1
4	全く知らない	24	5.8
	無回答	1	0.2
	全体	411	100.0



健康増進法の改正内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると70.8%であり、約7割が改正後の内容を知っていると回答した。

問2 北海道では、令和2年3月に北海道受動喫煙防止条例が制定され、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこととしていますが、この条例の内容を知っていますか。(1つに○)

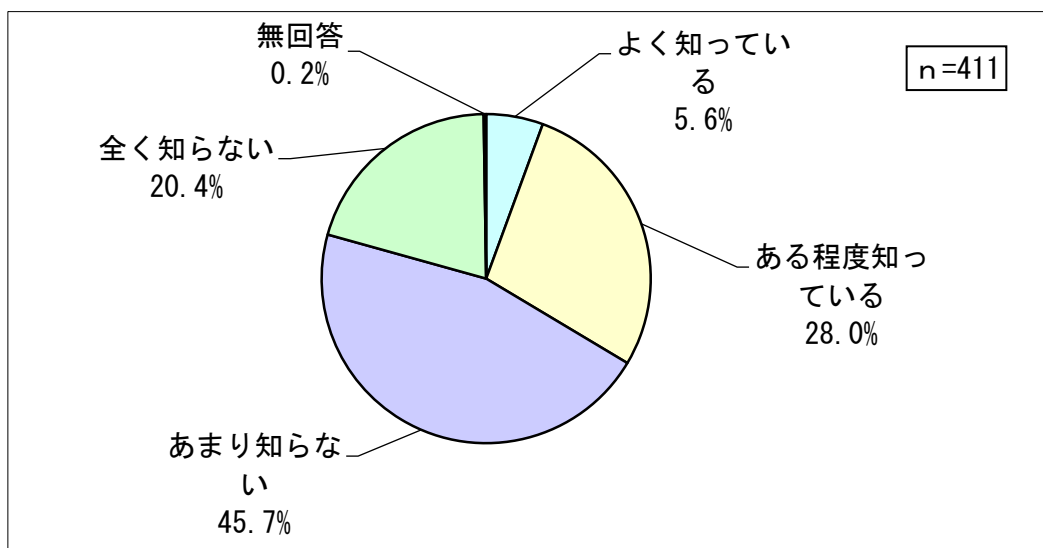
No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	56	13.6
2	ある程度知っている	196	47.7
3	あまり知らない	129	31.4
4	全く知らない	29	7.1
	無回答	1	0.2
	全体	411	100.0



北海道受動喫煙防止条例の内容について「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると61.3%であり、約6割が条例の内容を知っていると回答した。

問3 北海道では、「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設し、道民、事業者、関係団体等に受動喫煙の防止に関して情報提供を行っていることを知っていますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	23	5.6
2	ある程度知っている	115	28.0
3	あまり知らない	188	45.7
4	全く知らない	84	20.4
	無回答	1	0.2
	全体	411	100.0

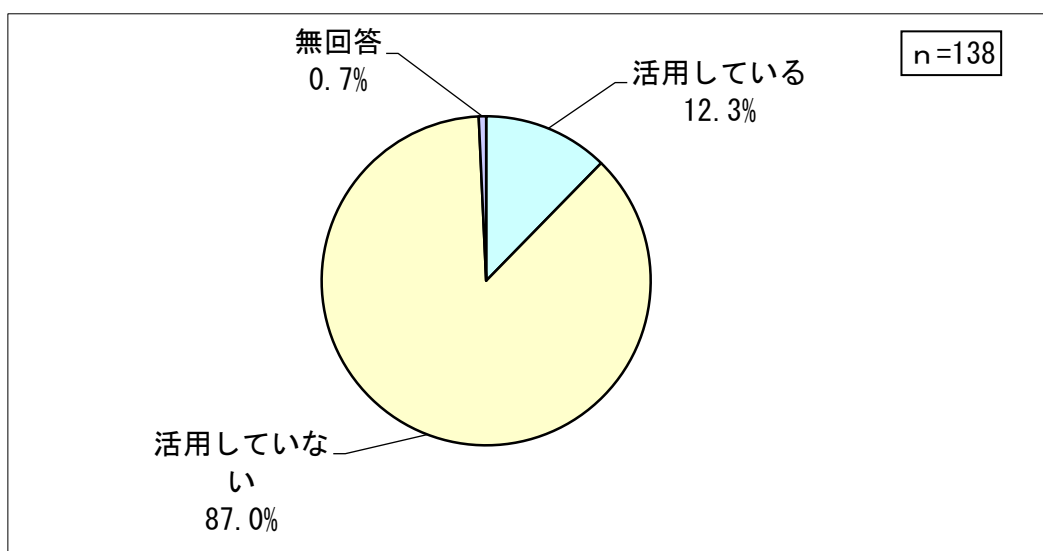


北海道受動喫煙防止ポータルサイトについて「あまり知らない」「全く知らない」を合わせると66.4%であり、約6割がポータルサイトについて知らないと回答した。

◆問3で「1. よく知っている」、「2. ある程度知っている」と回答した方にお聞きします。

問4 貴施設での、受動喫煙防止対策に「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を活用していますか。(1つに○)

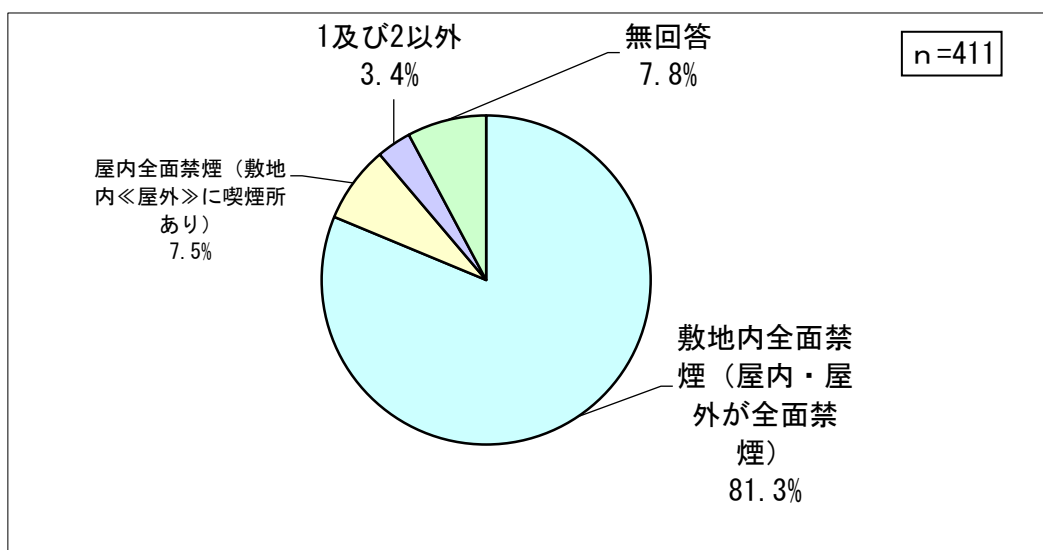
No.	カテゴリー名	n	%
1	活用している	17	12.3
2	活用していない	120	87.0
	無回答	1	0.7
	全体	138	100.0



北海道受動喫煙防止ポータルサイトについて、「活用していない」の回答は87.0%であり、約9割が活用していないと回答した。

問5 貴施設の喫煙環境をお答えください。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	敷地内全面禁煙（屋内・屋外が全面禁煙）	334	81.3
2	屋内全面禁煙（敷地内≪屋外≫に喫煙所あり）	31	7.5
3	1及び2以外	14	3.4
	無回答	32	7.8
	全体	411	100.0



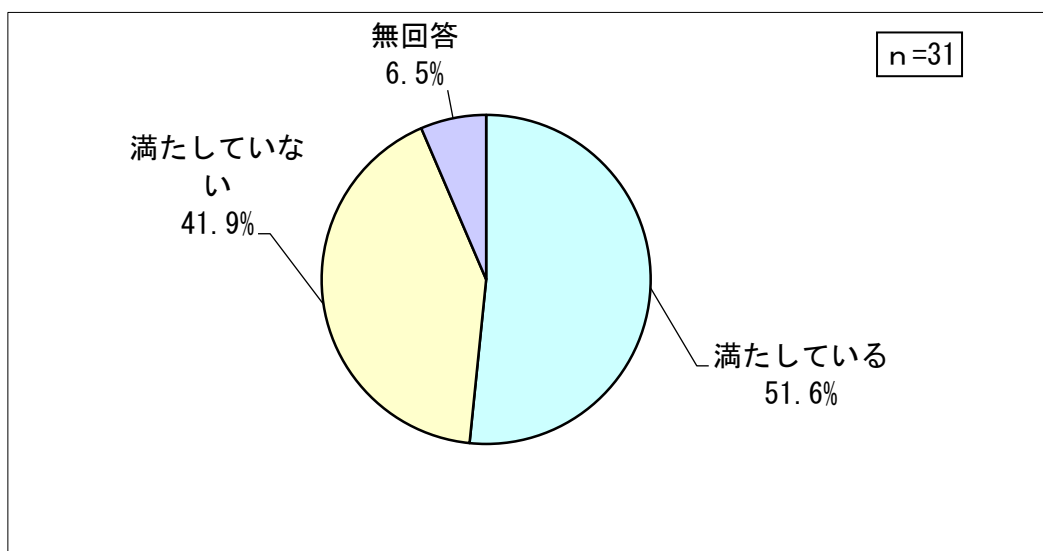
「敷地内全面禁煙（屋内・屋外が全面禁煙）」の割合が81.3%と、約8割が敷地内を全面禁煙にしていると回答した。

◆問5で「2. 屋内全面禁煙」と回答した方にお聞きします。

問6 第一種施設の屋外喫煙場所は、健康増進法に基づき、喫煙場所が明確に区分され、喫煙場所である旨の標識を掲示し、かつ、施設利用者が通常立ち入らない場所とする必要がありますが、全ての要件を満たしていますか。(1つに○)

※3つの要件を全て満たさないと設置できませんのでご注意ください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	満たしている	16	51.6
2	満たしていない	13	41.9
	無回答	2	6.5
	全体	31	100.0



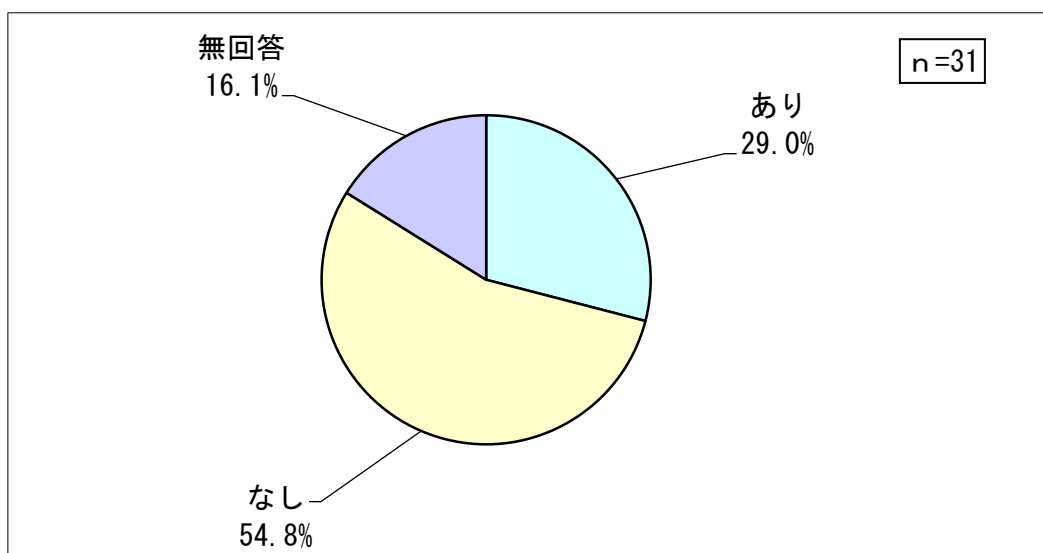
屋内全面禁煙（敷地内≪屋外≫に喫煙所あり）の施設を対象に、健康増進法における特定屋外喫煙場所の設置要件の遵守状況について聞いたところ、「満たしている」が51.6%と、5割の施設が健康増進法の要件を満たした喫煙場所を設置していると回答した。

◆問5で「2. 屋内全面禁煙」と回答した方にお聞きします。

問7 今後、敷地内《屋外》にある喫煙場所を廃止する予定はありますか。

(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	あり	9	29.0
2	なし	17	54.8
	無回答	5	16.1
	全体	31	100.0



屋内全面禁煙（敷地内《屋外》に喫煙所あり）の施設を対象に、屋外にある喫煙場所を廃止する予定について聞いたところ、「なし」が54.8%と、約6割が屋外の喫煙場所を廃止する予定はないと回答した。

問8 本調査や受動喫煙防止対策についてご意見等がございましたら、次の「ご意見等記入欄」にお書きください。

無回答や「特になし」等を除き、45の施設から意見が寄せられた。

主な意見は次の通り。

■大学等

○受動喫煙防止対策の実施・推進

・私どもは学校であり、現在、敷地内全面禁煙としています。しかし、そのことにより近隣住民からの、公園や路上での喫煙やポイ捨てに対する苦情が多く、対策に苦慮しています。また学内にも様々な意見があり、集約が難しい状況であるため、これを記載している個人の希望としては、法整備により第一種施設の敷地内禁煙とする施設の周辺（例えば100m以内とか）も禁煙にしてもらいたい、など思っておりますが、いずれにせよ、現状としては吸う人の権利がかなり制限されているように感じます。（私は非喫煙者ですが）快適に過ごせるまちづくりに協力することは賛成ですが、このような状況でどのようにして協力したらよいのか、現場の状況を視察していただき、是非アドバイスをいただきたいです。

○喫煙者への対応

・弊社においても敷地内での喫煙（来訪者や来客者の喫煙）は防止されているが敷地を少し外れての路上喫煙が多くみられ近隣の住民からの苦情を受けることがある。今後の喫煙者への対応を検討中である。

■病院

○規制・罰則の強化

・受動喫煙防止の前に喫煙職員（委託業者含む）が多い状況（喫煙率の20%弱）を改善する課題があると認識している。健康を害する前にタバコを止めるには経済的負担を大きくすることも効果があるので更なる値上げを期待している

■診療所

○喫煙者への対応

・診療所なので基本禁煙としています。現状の喫煙所はありませんが吸いたい人は自分の車の中で喫煙しているようです。

・患者様が自分の車の中で喫煙することについてはOKとしております。

○規制・罰則の強化

・医療機関が敷地内全面禁煙は当然だと考えます。

○ポータルサイトについて

・元々禁煙にしているのでポータルサイトは見えていません。

■助産所、薬局等

○受動喫煙防止対策の実施・推進

・喫煙しながら、いわゆる「歩きタバコ」での子どもや妊婦のすれ違いなどが避けられなかったり、コンビニなどの前は非常に受動喫煙にさらされていたりしており、あまり対策の効果を感じられていないのが現状と思います。喫煙者の衣類など持ち物についたタバコ臭も公共交通機関などでは非常に不快でこれも受動喫煙に値すると考える。香害についても対策が進むことを願います。

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

・歩きタバコや路上喫煙、コンビニ等の受動喫煙を絶対に避けて入店できない場所での喫煙等、煙にまで責任を持たない方々に非常に憤りを感じる。

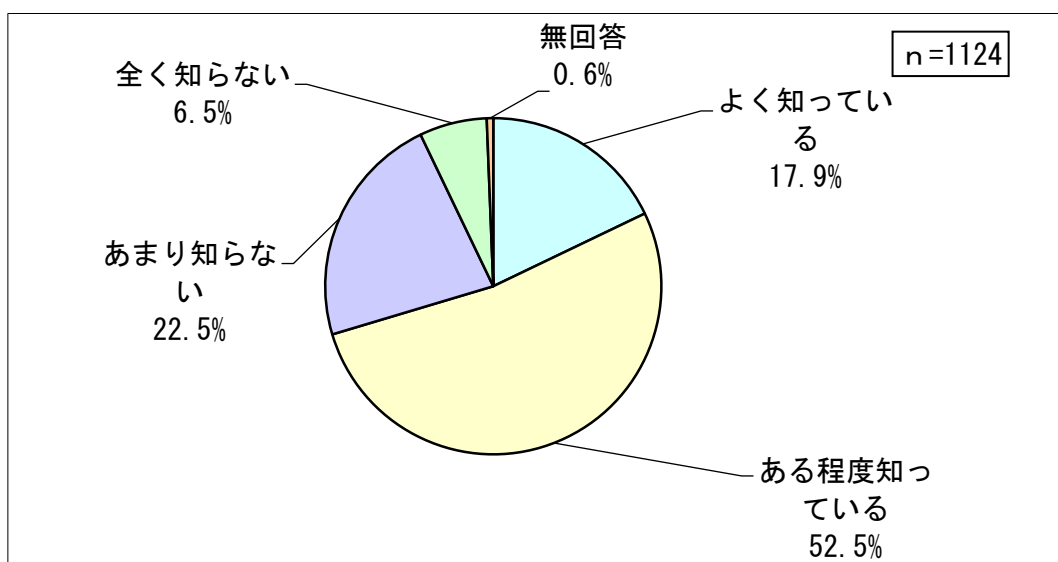
■国の機関（第一種施設）

（特に意見なし）

2-1 第二種施設

問1 平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙対策の強化が図られましたが、この改正法の内容を知っていますか。(1つに○)

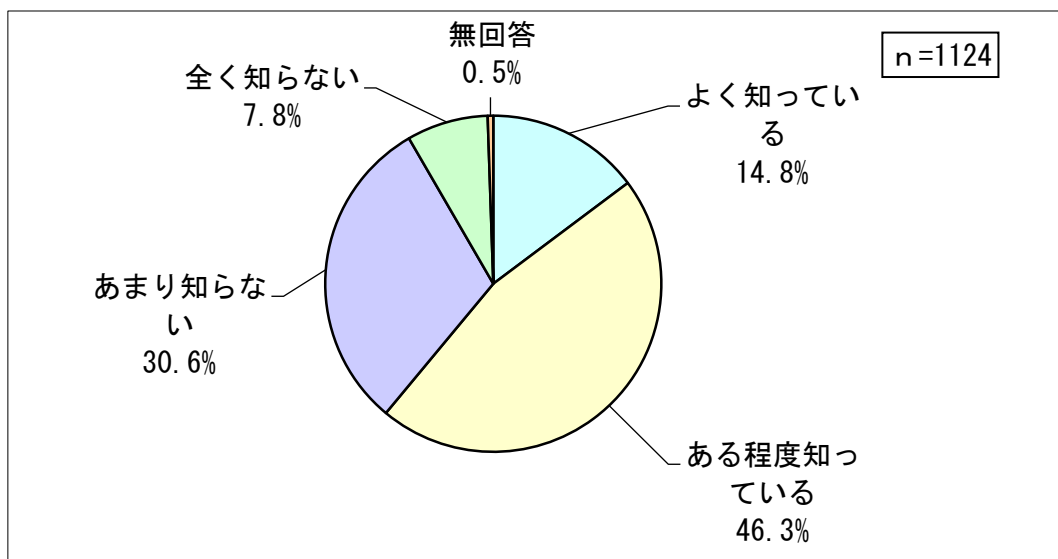
No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	201	17.9
2	ある程度知っている	590	52.5
3	あまり知らない	253	22.5
4	全く知らない	73	6.5
	無回答	7	0.6
	全体	1124	100.0



健康増進法の改正内容について「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると70.4%であり、約7割が改正法の内容を知っていると回答した。

問2 北海道では、令和2年3月に北海道受動喫煙防止条例が制定され、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこととしていますが、この条例の内容を知っていますか。(1つに○)

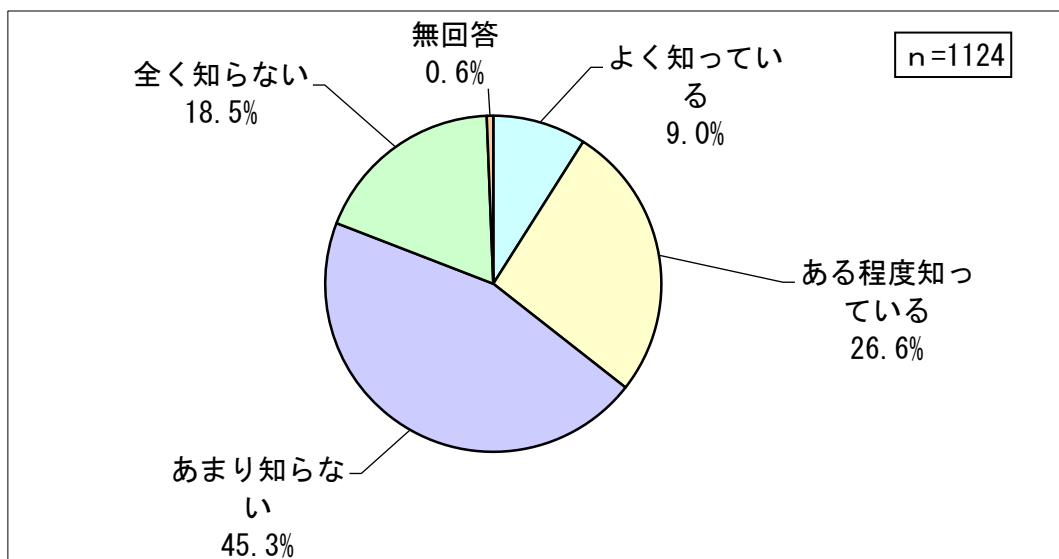
No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	166	14.8
2	ある程度知っている	520	46.3
3	あまり知らない	344	30.6
4	全く知らない	88	7.8
	無回答	6	0.5
	全体	1124	100.0



北海道受動喫煙防止条例の内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると61.1%であり、6割以上が条例の内容を知っていると回答した。

問3 北海道では、「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設し、道民、事業者、関係団体等に受動喫煙の防止に関して情報提供を行っていることを知っていますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	101	9.0
2	ある程度知っている	299	26.6
3	あまり知らない	509	45.3
4	全く知らない	208	18.5
	無回答	7	0.6
	全体	1124	100.0

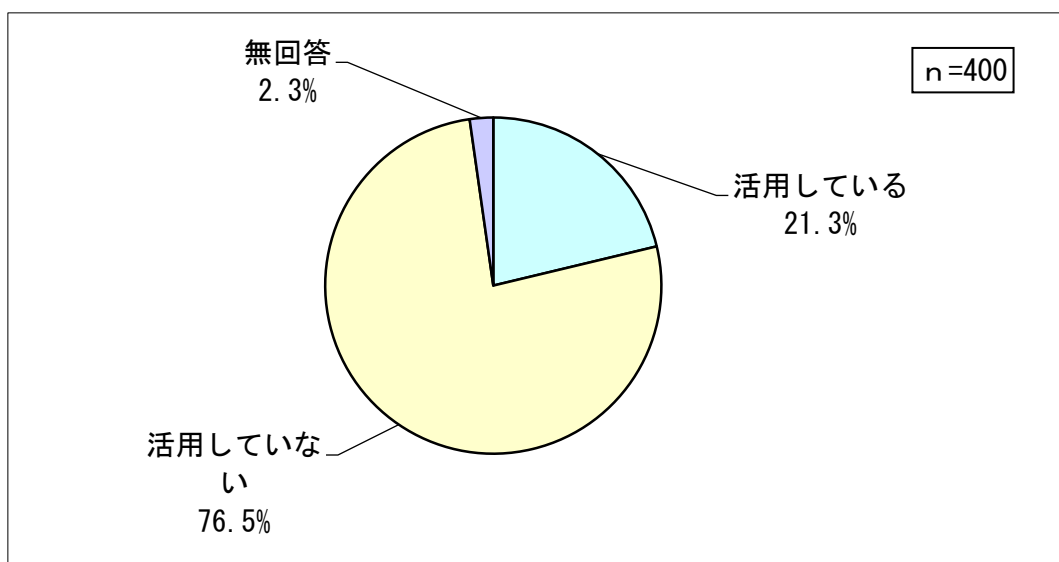


北海道受動喫煙防止ポータルサイトについて「あまり知らない」「全く知らない」を合わせると63.8%であり、約6割がポータルサイトについて知らないと回答した。

◆問3で「1. よく知っている」、「2. ある程度知っている」と回答した方にお聞きします

問4 貴施設での、受動喫煙防止対策に「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を活用していますか。(1つに○)

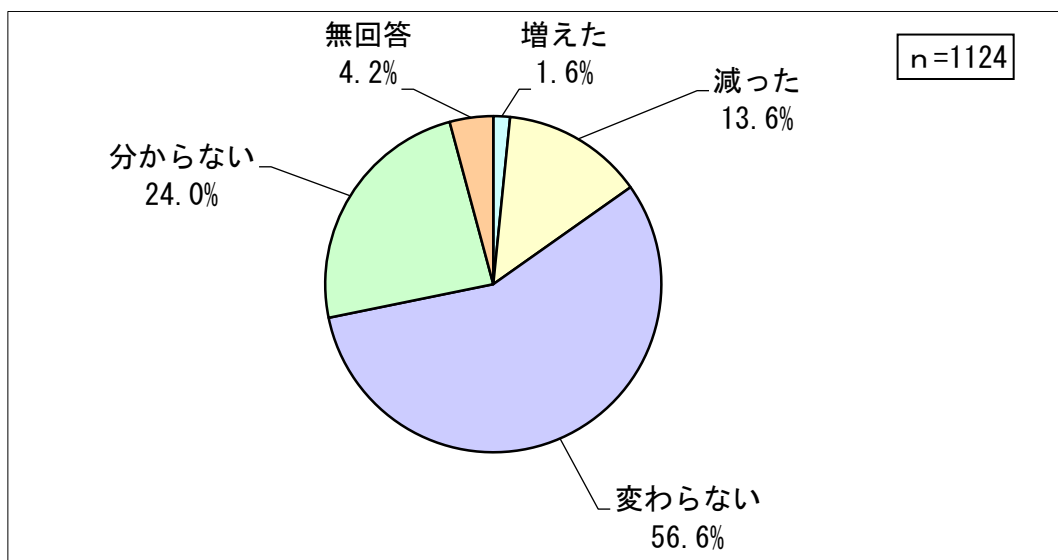
No.	カテゴリー名	n	%
1	活用している	85	21.3
2	活用していない	306	76.5
	無回答	9	2.3
	全体	400	100.0



北海道受動喫煙防止ポータルサイトについて、「活用していない」の回答は76.5%であり、約8割が活用していないと回答した。

問5 健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定によって、利用者数に変化がありましたか。(1つに○)

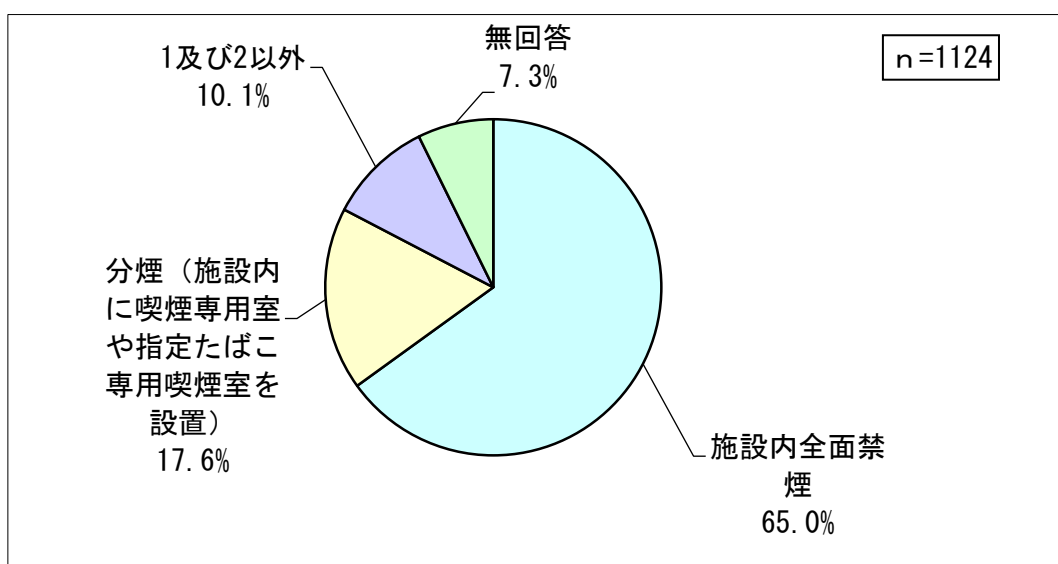
No.	カテゴリー名	n	%
1	増えた	18	1.6
2	減った	153	13.6
3	変わらない	636	56.6
4	分からない	270	24.0
	無回答	47	4.2
	全体	1124	100.0



健康増進法の改正及び受動喫煙防止条例の制定により利用客数が「変わらない」の割合が56.6%と最も高く、約6割が変わらないと回答した。

問6 貴施設における『屋内』の喫煙環境をお答えください。(1つに○)

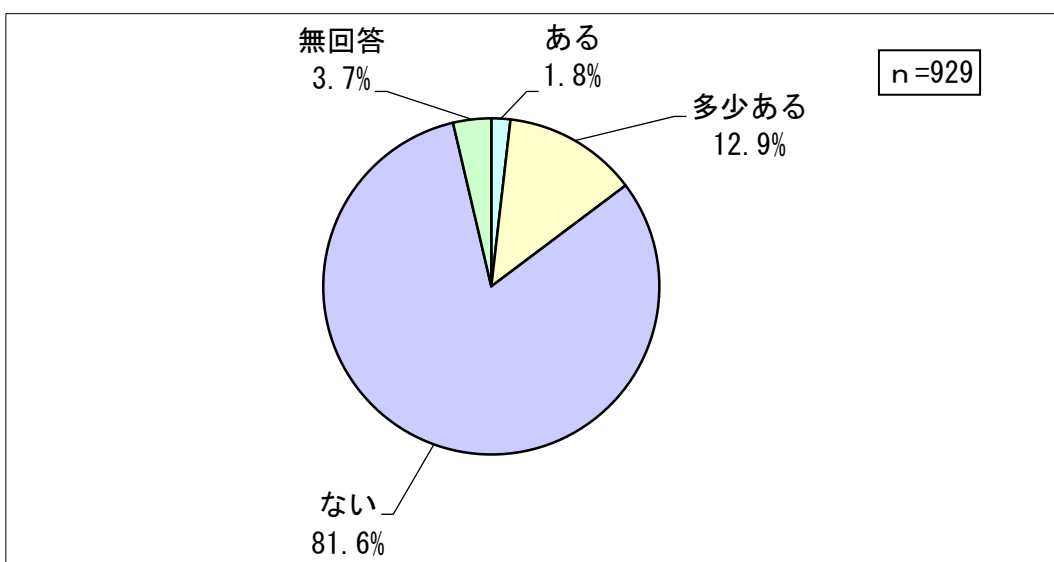
No.	カテゴリー名	n	%
1	施設内全面禁煙	731	65.0
2	分煙（施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置）	198	17.6
3	1及び2以外	113	10.1
	無回答	82	7.3
	全体	1124	100.0



「敷地内全面禁煙」の割合が65.0%と、6割以上が敷地内を全面禁煙にしていると回答した。

◆問6で「1. 施設内全面禁煙」、「2. 分煙」と回答した方にお聞きします。
 問7 利用者から施設内でたばこを吸えないことについての苦情はありますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	17	1.8
2	多少ある	120	12.9
3	ない	758	81.6
	無回答	34	3.7
	全体	929	100.0

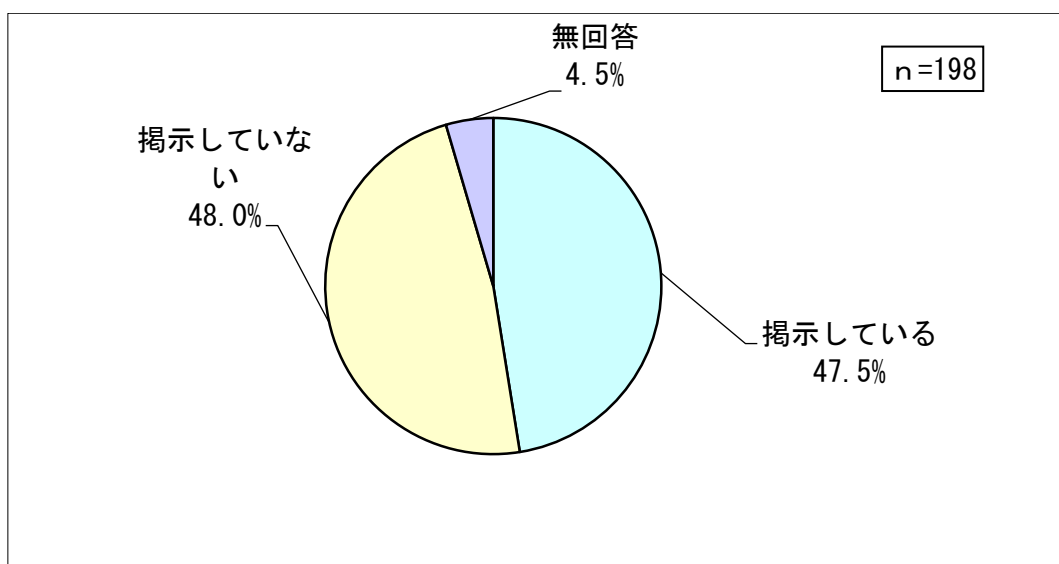


施設内全面禁煙・分煙対策をとっている施設を対象に利用者からの苦情状況について聞いたところ、苦情が「ない」の割合が81.6%であり、8割以上が苦情はないと回答した。

◆問6で「2. 分煙」と回答した方にお聞きします。

問8 喫煙専用室等を設置した場合、健康増進法では、出入口の見やすい箇所に標識を掲示する義務がありますが、掲示を行っていますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	掲示している	94	47.5
2	掲示していない	95	48.0
	無回答	9	4.5
	全体	198	100.0

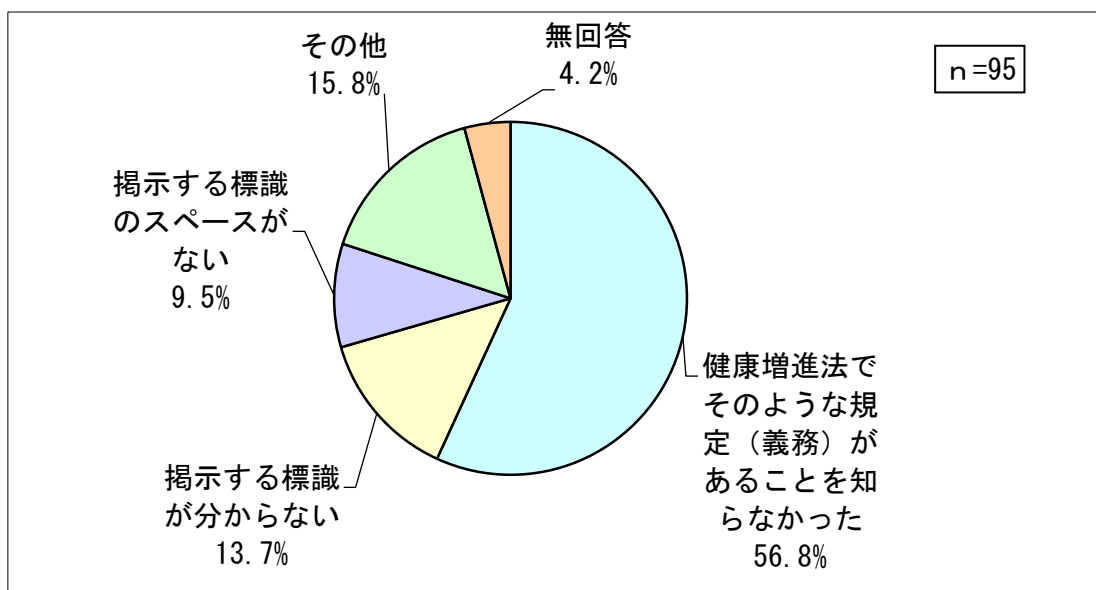


分煙対策をとっている施設を対象に、標識の掲示について聞いたところ、「掲示している」が47.5%、「掲示していない」が48.0%であった。

◆問8で「2. 掲示していない」と回答した方にお聞きします。

問9 標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない主な理由は何ですか
（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	健康増進法でそのような規定（義務）があることを知らなかった	54	56.8
2	掲示する標識が分からない	13	13.7
3	掲示する標識のスペースがない	9	9.5
4	その他	15	15.8
	無回答	4	4.2
	全体	95	100.0

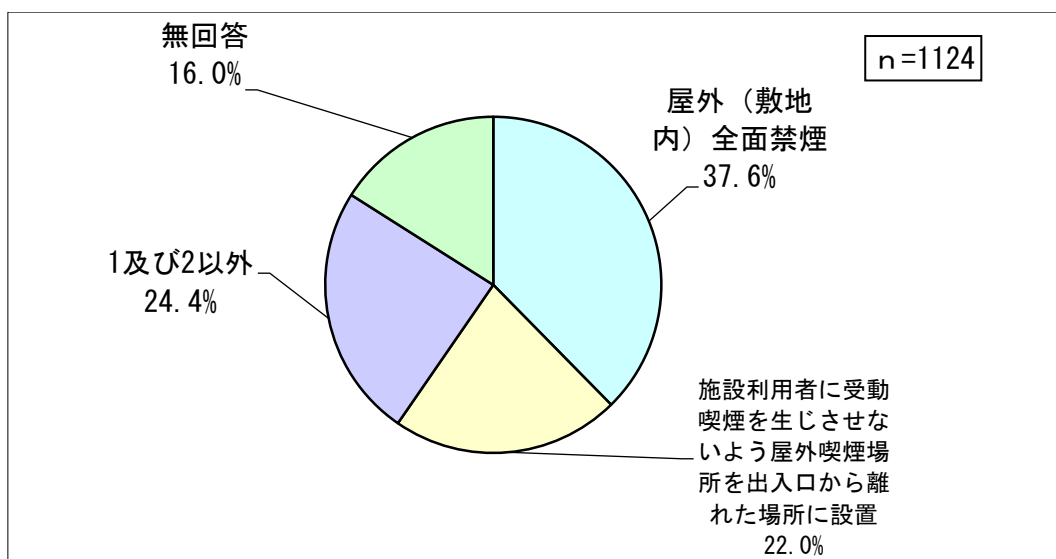


標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない施設を対象に、掲示していない理由について聞いたところ、「知らなかった」が56.8%と最も高く、次いで「その他」が15.8%、「分からない」が13.7%、「スペースがない」が9.5%であった。

その他の回答については、次の通り。「従業員用で限られた人しか利用しないため」、「口頭でお伝えしている」、「タバコを吸う客がいない」

問 10 貴施設における『屋外（敷地内）』の喫煙環境の内容をお答えください。（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	屋外（敷地内）全面禁煙	423	37.6
2	施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置	247	22.0
3	1 及び 2 以外	274	24.4
	無回答	180	16.0
	全体	1124	100.0



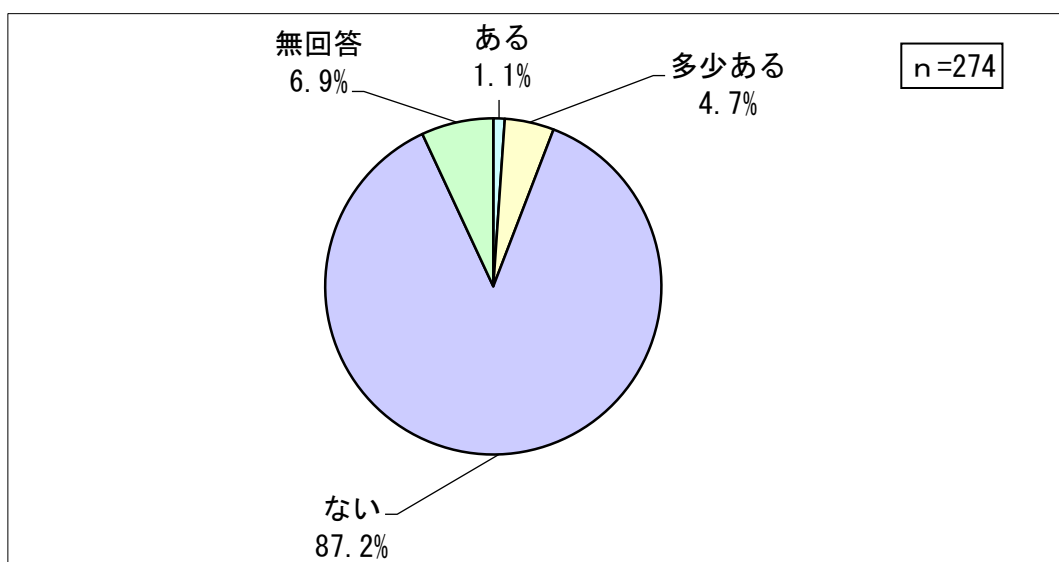
屋外（敷地内）の喫煙環境について聞いたところ、「屋外（敷地内）全面禁煙」が 37.6%と、約 4 割が屋外を含む敷地内全面禁煙と回答した。

◆問10で「1及び2以外」と回答した方にお聞きします。

問11 この1年間で、利用者からたばこの煙についての苦情はありますか。

(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	3	1.1
2	多少ある	13	4.7
3	ない	239	87.2
	無回答	19	6.9
	全体	274	100.0

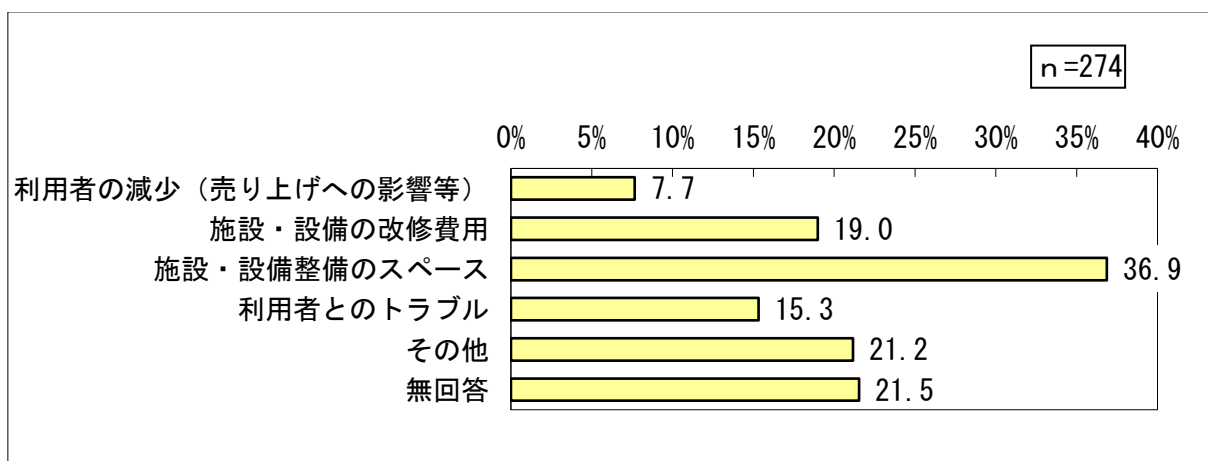


「屋外（敷地内）の喫煙環境において全面禁煙・出入口から離れた場所に喫煙場所を設置」以外の施設を対象に施設利用者からたばこの煙に関する苦情について聞いたところ、「ない」が87.2%と約9割が苦情はないと回答した。

◆問10で「1及び2以外」と回答した方にお聞きします。

問12 今後、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題はなんですか。(あてはまるものに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用者の減少（売り上げへの影響等）	21	7.7
2	施設・設備の改修費用	52	19.0
3	施設・設備整備のスペース	101	36.9
4	利用者とのトラブル	42	15.3
5	その他	58	21.2
	無回答	59	21.5
	全体	274	100.0



屋外（敷地内）の喫煙環境において全面禁煙・出入口から離れた場所に喫煙場所を設置以外の施設を対象に、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題について聞いたところ、「施設・設備整備のスペース」の割合が36.9%と最も高く、次いで「その他」が21.2%、「施設・整備の改修費用」が19.0%、「利用者とのトラブル」が15.3%、「利用者の減少」が7.7%であった。

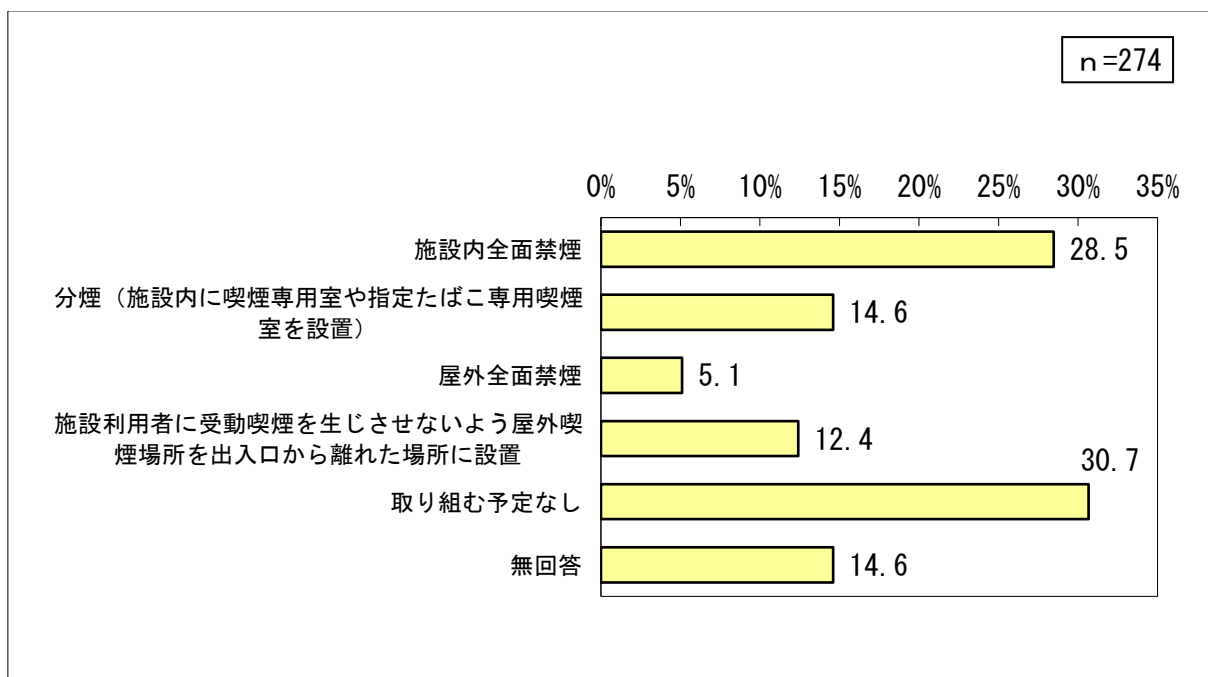
その他の回答については、次の通り。「禁煙なのに吸って、吸いがらを捨てていく人がある。」、「空気清浄機の設備費用」、「北海道の冬はとても寒いので、屋外のみ喫煙所スペースはクレームになってしまう。」

◆問 10 で「1 及び 2 以外」と回答した方にお聞きします。

問 13 貴施設では、今後、受動喫煙防止対策に取り組む予定はありますか。

なお、道条例では、屋外に喫煙場所を設置する場合は、受動喫煙を生じさせないよう設置場所に配慮することとしていますので、ご協力をお願いします。(あてはまるものに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	施設内全面禁煙	78	28.5
2	分煙（施設内に喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室を設置）	40	14.6
3	屋外全面禁煙	14	5.1
4	施設利用者に受動喫煙を生じさせないよう屋外喫煙場所を出入口から離れた場所に設置	34	12.4
5	取り組む予定なし	84	30.7
	無回答	40	14.6
	全体	274	100.0



屋外（敷地内）の喫煙環境において全面禁煙・出入口から離れた場所に喫煙場所を設置以外の施設を対象に、今後受動喫煙防止対策に取り組む予定について聞いたところ「取り組む予定なし」が 30.7%と最も高い回答であった。

問 14 本調査や受動喫煙防止対策についてご意見等がございましたら、次の「ご意見等記入欄」にお書きください。

無回答や「特になし」等を除き、120 の施設から意見が寄せられた。
主な意見は次の通り。

■劇場・映画館等

○規制緩和

・喫煙する人、しない人、それぞれに配慮があるべきだと思う。

○受動喫煙防止対策の実施・推進

・現状、施設向かいに他施設が管理する喫煙スペースがあり問題など発生していないが今後閉鎖した場合に起こり得るポイ捨てやボヤなどが懸念される

■観覧場

(特に意見なし)

■集会場等

○受動喫煙防止対策の実施・推進

・お寺の中で喫煙は全て禁煙となっており大きな行事の時屋外に場所を作っております。タバコは身体に大きな害があると信じます。

○広報・周知の強化

・国の条例は知っていましたが道でも方が施行されたことは知りませんでした。

○規制緩和

・たばこが嫌われていっていることはよく分かります。でも法律ではまだ認められている。近年吸う人が吸わない方への配慮はよくなりつつあると感じています。ただ吸わない方が吸う人への配慮はかなり無くなっているように思える。悪者を見る目でいる。私も吸いませんが双方が思いやる必要は感じます。

■屋内運動施設

(特に意見なし)

■美容室等

○規制緩和

・いつも思うのですが禁煙と言っても喫煙者の権利もあります。本当に禁煙をさせたいのであれば法律で取り締まるよりありません。私も禁煙してから19年経ちますが苦しいものでした。口では簡単ですが、喫煙者はなかなかやめられません。

・電子タバコは窓を開けてもダメなのか？と思います

・コロナ禍3年後飲食店の全面禁煙が増えています。受動喫煙より利益優先の昨今。現状に見合った条例の在り方を今一度見直してみたいかでしょうか。

○受動喫煙防止対策の実施・推進

・店内禁煙で屋外に灰皿を用意しています。もっと早くに取り組みればよかったと思います。

■スーパー

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

・施設内ではありませんが歩きたばこが多く見受けられます。受動喫煙だけでなく、やけどの危険性もあるので対策を検討してほしいと思います。

○広報・周知の強化

・喫煙所設置をお客様サービスの一環だと主張する人が一定数いるようです。今後喫煙所を設置する予定はありませんが定期的に苦言を呈されます。行政でもっとリーダーシップを取ってほしいです。

○受動喫煙防止対策の実施・推進

・自店では屋内外全面禁煙だがとなりの店は外で喫煙していると不公平感がある

■コンビニ

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

・喫煙場所より吸殻のポイ捨てがひどいです。そちらを取り締まってほしいです。

○対応の難しさ

・屋外全面禁煙にしたいが、喫煙する場合の場所がないため勝手に吸って吸殻を捨てて排水がつまるのでなんとかしたい。どうしたらいいですか。外国人がお店の中や外での喫煙をしようとする際、説明に困るので喫煙できる場所をきちんと決めてほしい（とくに外国人向けに）。

■銀行・郵便局等

○広報・周知の強化

・受動喫煙防止対策をあまり知らなかったのが今回確認しました。賛同致します。

○対応の難しさ

・オフィスでの受動喫煙対策は問題ないが一般道路やスーパーなどの駐車場（屋内外）での喫煙があり完全に防止することは難しいと思います。

■駅舎内等

○喫煙者のマナー・モラル等の向上

・喫煙者のモラルになるが施設内禁煙としても喫煙可能場所以外で屋外なら喫煙しても良いと認識している方が多い。屋外も基本的に喫煙可能場所以外は禁煙とすることが必要。

■動物園等

○広報・周知の強化

・更なる対策周知活動をお願いします。

○受動喫煙防止対策の実施・推進

・当園内は絵画展示があるため全面禁止としています。各施設の全面禁煙が進むことを希望します

■高齢者施設

（特に意見なし）

■ 宿泊施設

○ 対応の難しさ

- ・ 北海道の冬はとても寒いので屋外のみ喫煙所スペースはクレームになってしまう。

○ 受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・ 来年を目途に客室内を全て禁煙にする予定。
- ・ 食堂や風呂場などでたくさんの人が利用する場所は禁煙としているが客室はプライベート空間なので可としている。ただし喫煙者は減っている所以の条例の効果はあると考えている。

■ 国の機関（第二種施設）

○ 受動喫煙防止対策の実施・推進

- ・ 施設として今後更に受動喫煙に関しての意識を高め受動喫煙ゼロの実現を目指したいと思っています。

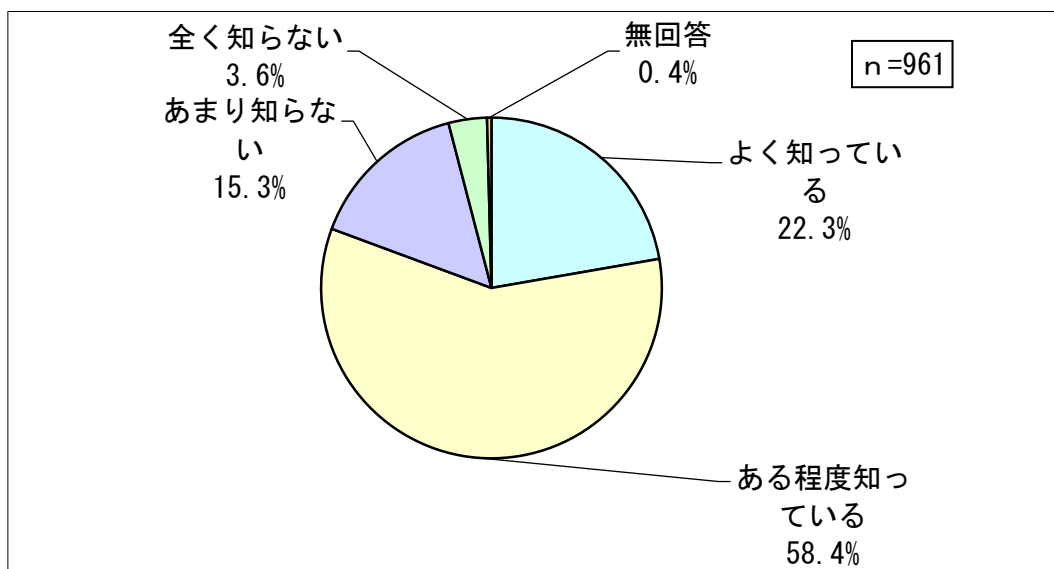
○ 対応の難しさ

- ・ 罰則規定がなく個人の好みであるため、強制できない。屋外で時間と場所の制限されたところで喫煙させるのが限界である。

3-1 飲食店

問1 平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙対策の強化が図られましたが、この改正法の内容を知っていますか。(1つに○)

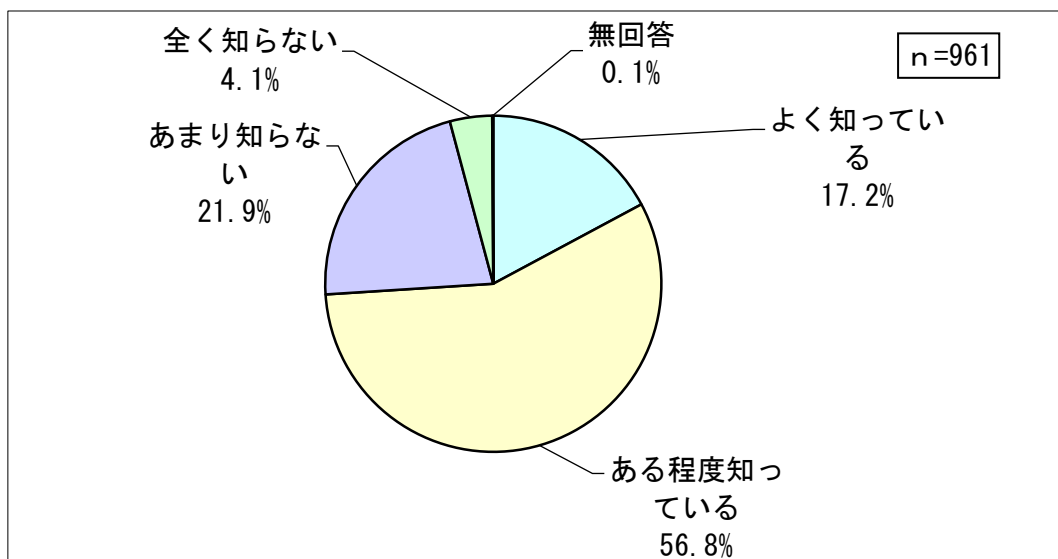
No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	214	22.3
2	ある程度知っている	561	58.4
3	あまり知らない	147	15.3
4	全く知らない	35	3.6
	無回答	4	0.4
	全体	961	100.0



北海道受動喫煙防止法の内容について「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると80.7%であり、約8割が法の内容を知っていると回答した。

問2 北海道では、令和2年3月に北海道受動喫煙防止条例が制定され、望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこととしています。この条例の内容を知っていますか。(1つに○)

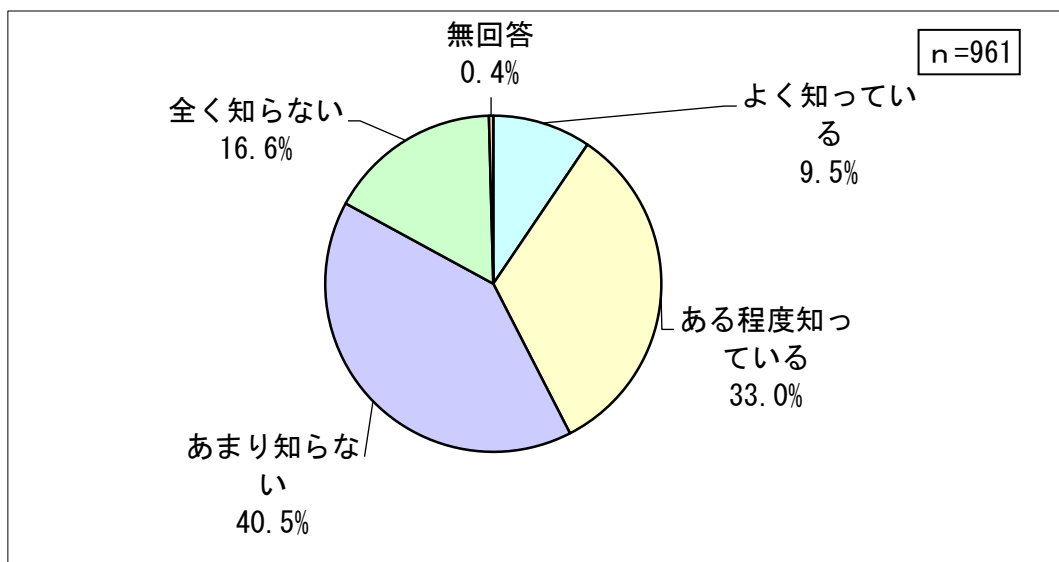
No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	165	17.2
2	ある程度知っている	546	56.8
3	あまり知らない	210	21.9
4	全く知らない	39	4.1
	無回答	1	0.1
	全体	961	100.0



北海道受動喫煙防止条例の内容について、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせると74.0%であり、7割以上が条例の内容を知っていると回答した。

問3 北海道では、「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を開設し、道民、事業者、関係団体等に受動喫煙の防止に関して情報提供を行っていることを知っていますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	91	9.5
2	ある程度知っている	317	33.0
3	あまり知らない	389	40.5
4	全く知らない	160	16.6
	無回答	4	0.4
	全体	961	100.0

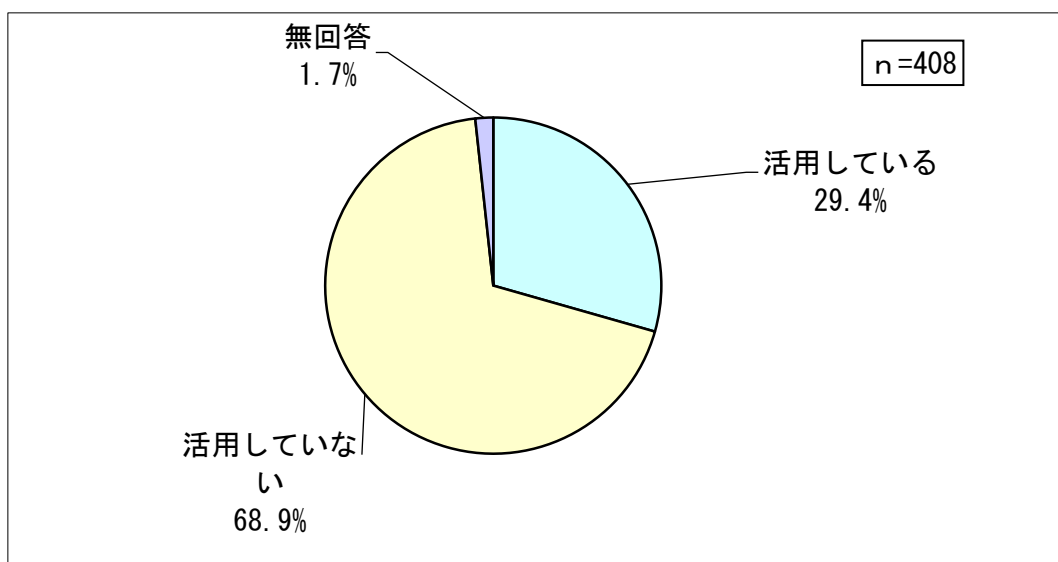


北海道受動喫煙防止ポータルサイトについて「あまり知らない」「全く知らない」を合わせると57.1%であり、約6割がポータルサイトについて知らないと回答した。

◆問3で「1. よく知っている」、「2. ある程度知っている」と回答した方にお聞きします

問4 貴施設での、受動喫煙防止対策に「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」を活用していますか。(1つに○)

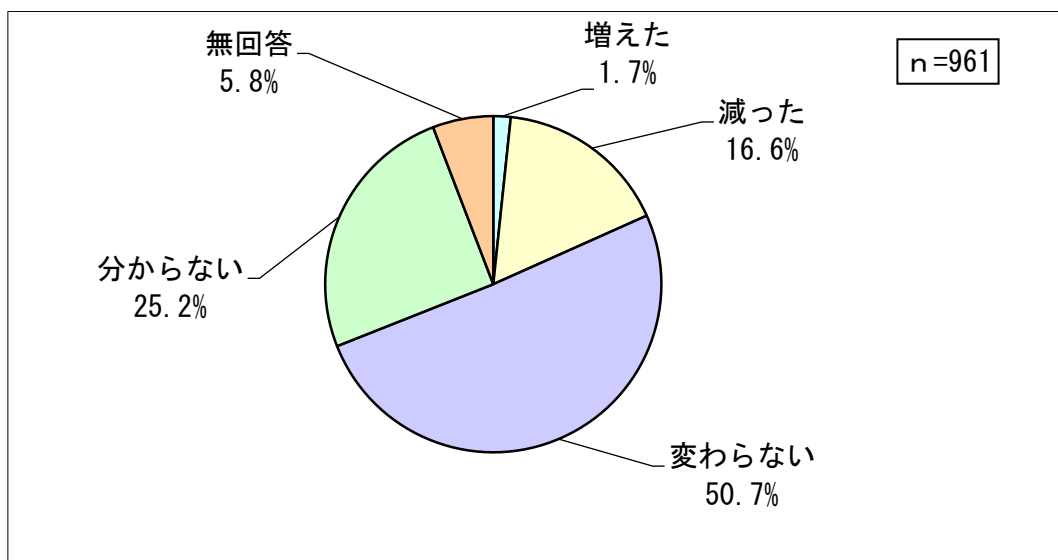
No.	カテゴリー名	n	%
1	活用している	120	29.4
2	活用していない	281	68.9
	無回答	7	1.7
	全体	408	100.0



北海道受動喫煙防止ポータルサイトについて、「活用していない」の回答は68.9%であり、約7割が活用していないと回答した。

問5 健康増進法の改正及び北海道受動喫煙防止条例の制定によって、利用客数に変化がありましたか。(1つに○)

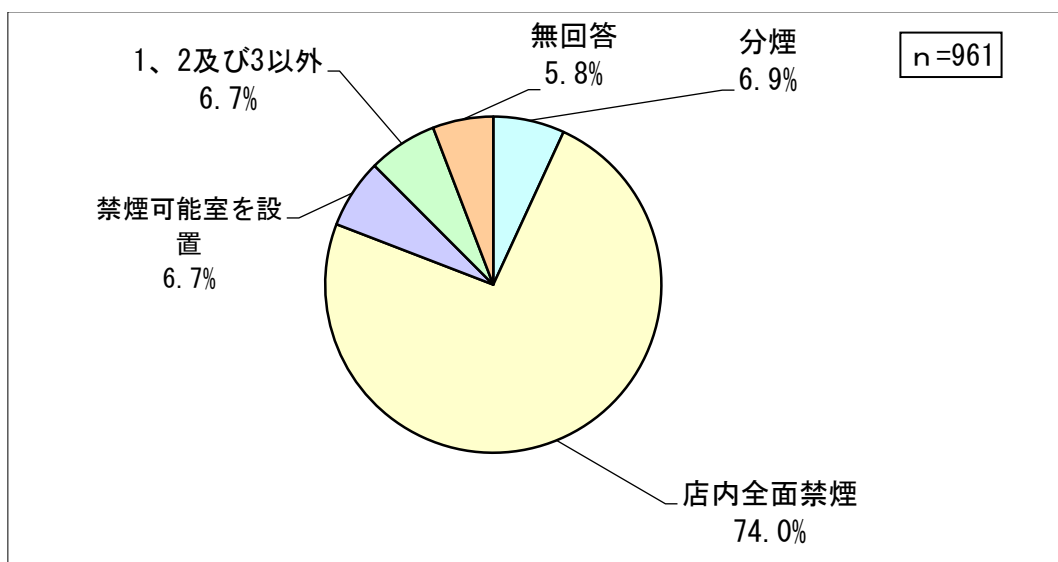
No.	カテゴリー名	n	%
1	増えた	16	1.7
2	減った	160	16.6
3	変わらない	487	50.7
4	分からない	242	25.2
	無回答	56	5.8
	全体	961	100.0



健康増進法の改正及び受動喫煙防止条例の制定により利用客数が「変わらない」の割合が50.7%と最も高く、約5割が変わらないと回答した。

問6 貴店における『屋内』の喫煙環境をお答えください。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	分煙	66	6.9
2	店内全面禁煙	711	74.0
3	禁煙可能室を設置	64	6.7
4	1、2及び3以外	64	6.7
	無回答	56	5.8
	全体	961	100.0

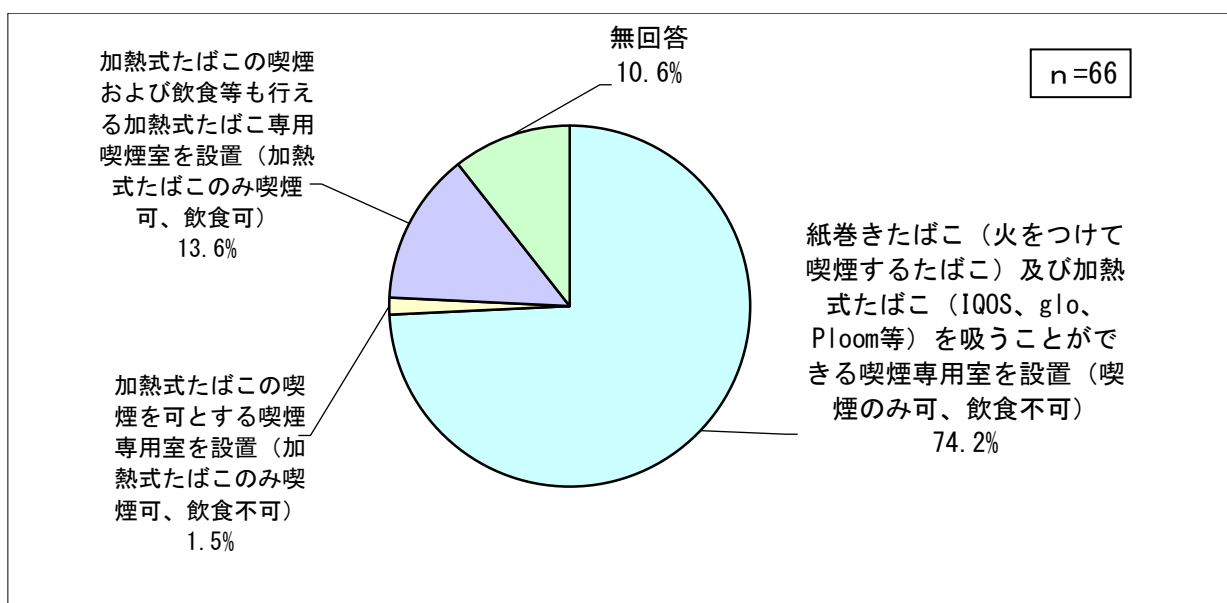


「店内全禁煙」の割合が74.0%と、7割以上が敷地内を全面禁煙にしていると回答した。

◆問6で「1. 分煙」と回答した方にお聞きします。

問7 貴店における分煙環境についてお答え下さい。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	紙巻きたばこ（火をつけて喫煙するたばこ）及び加熱式たばこ（IQOS、glo、Ploom等）を吸うことができる喫煙専用室を設置（喫煙のみ可、飲食不可）	49	74.2
2	加熱式たばこの喫煙を可とする喫煙専用室を設置（加熱式たばこのみ喫煙可、飲食不可）	1	1.5
3	加熱式たばこの喫煙および飲食等も行える加熱式たばこ専用喫煙室を設置（加熱式たばこのみ喫煙可、飲食可）	9	13.6
	無回答	7	10.6
	全体	66	100.0

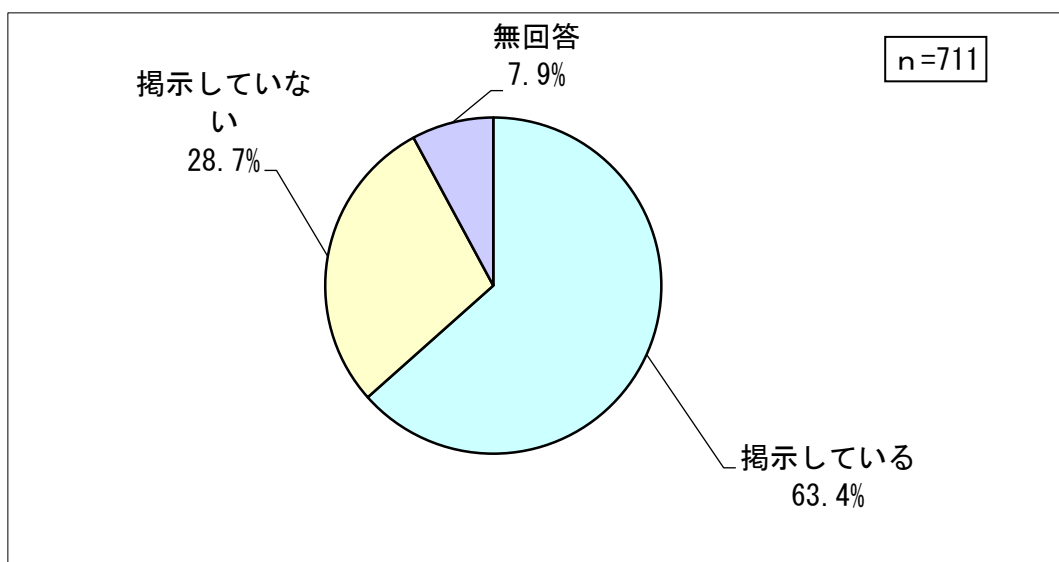


分煙対策をとっている店を対象に、分煙環境について聞いたところ、「紙巻たばこ及び加熱式たばこを吸うことができる喫煙専用室を設置（喫煙のみ可、飲食不可）」の割合が最も高く74.2%であった。

◆問6で「2. 店内全面禁煙」と回答した方にお聞きします。

問8 道条例では、出入口の見やすい箇所に禁煙標識（ステッカー等）を掲示する義務がありますが、掲示を行っていますか。（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	掲示している	451	63.4
2	掲示していない	204	28.7
	無回答	56	7.9
	全体	711	100.0

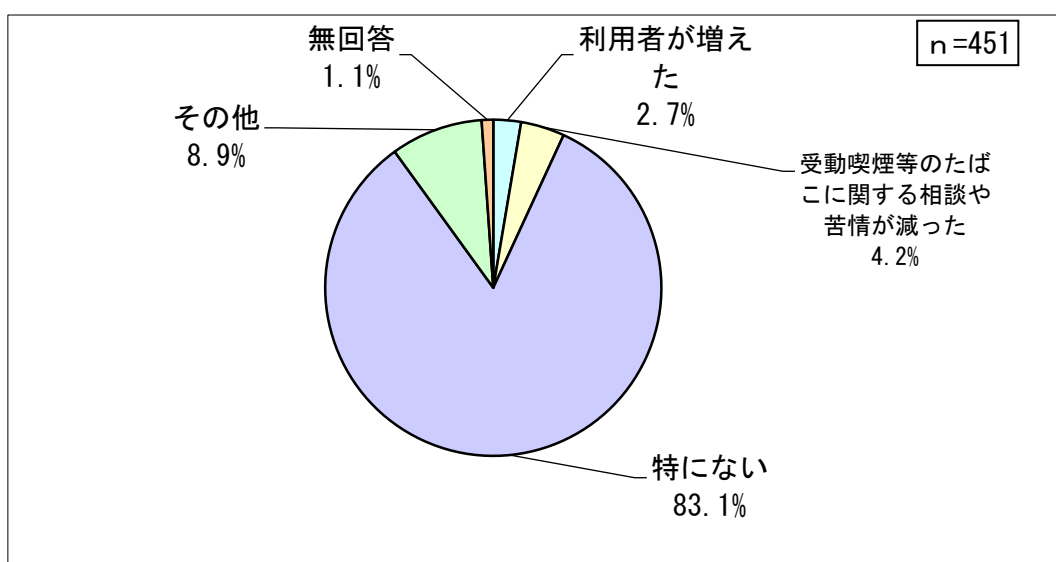


店内全面禁煙対策をとっている店を対象に、禁煙標識の掲示について聞いたところ、「掲示している」が63.4%、「掲示していない」が28.7%であった。

◆問8で「1. 掲示している」と回答した方にお聞きします。

問9 禁煙標識を掲示していたことにより、貴店に主にどのような効果がありましたか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用者が増えた	12	2.7
2	受動喫煙等のたばこに関する相談や苦情が減った	19	4.2
3	特にない	375	83.1
4	その他	40	8.9
	無回答	5	1.1
	全体	451	100.0



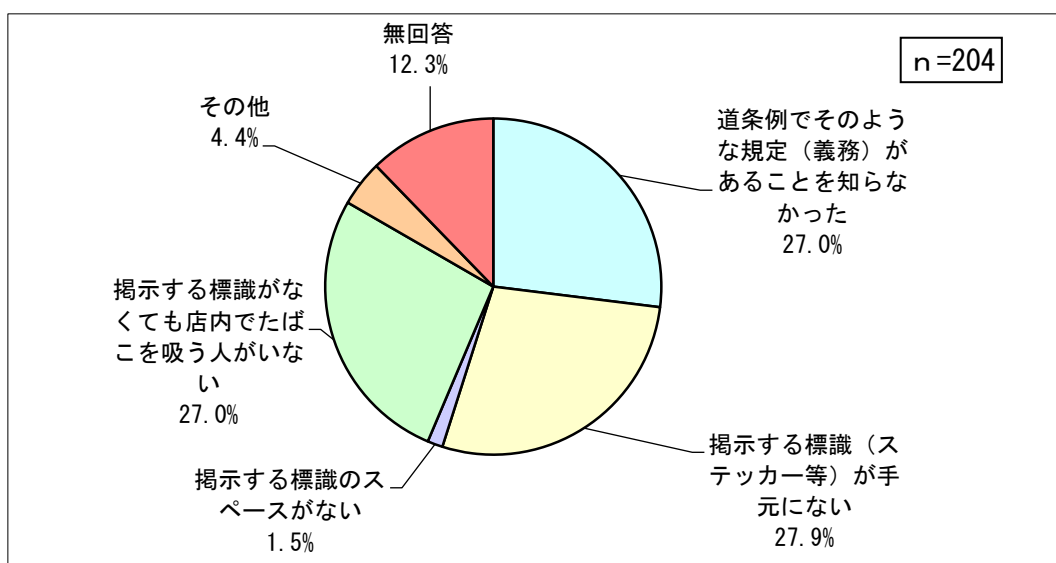
禁煙標識を掲示している施設を対象に、掲示している効果について聞いたところ、「特にない」が最も高く、83.1%であった。

その他の回答については、次の通り。「安心して食事ができるし、子供も安心」、「開店当初から掲示しているため不掲示時のデータがないため不明」、「料理の香りを阻害しない」

◆問8で「2. 掲示していない」と回答した方にお聞きします。

問10 禁煙標識を掲示していない主な理由は何ですか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	道条例でそのような規定（義務）があることを知らなかった	55	27.0
2	掲示する標識（ステッカー等）が手元がない	57	27.9
3	掲示する標識のスペースがない	3	1.5
4	掲示する標識がなくても店内でたばこを吸う人がいない	55	27.0
5	その他	9	4.4
	無回答	25	12.3
	全体	204	100.0



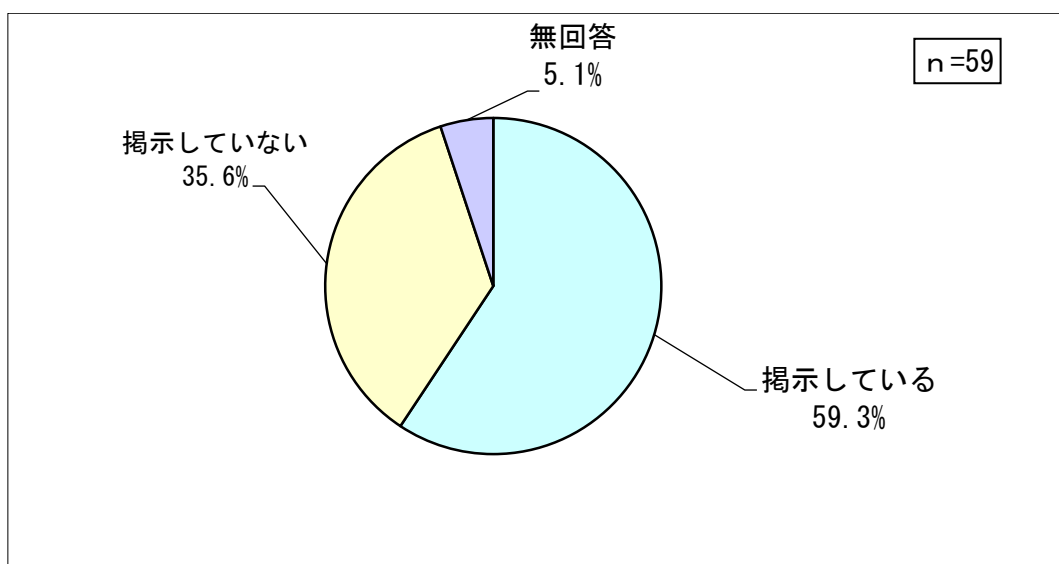
禁煙標識を掲示していない施設を対象に、掲示していない理由について聞いたところ、「掲示する標識（ステッカー等）が手元がない」が最も高く27.9%、次いで「道条例でそのような規定（義務）があることを知らなかった」「掲示する標識がなくても店内でたばこを吸う人がいない」が27.0%であった。

その他の回答については、次の通り。「標識を掲示していましたが法令の認知度が高まったのと当初配布されたステッカーが古くなったため」、「店舗移転の歳、ステッカーを紛失してしまった」、「元々禁煙にしていたため」

◆問7を回答した方にお聞きします。

問11 喫煙専用室等を設置した場合、健康増進法では、出入口の見やすい箇所に標識を掲示する義務がありますが、掲示を行っていますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	掲示している	35	59.3
2	掲示していない	21	35.6
	無回答	3	5.1
	全体	59	100.0

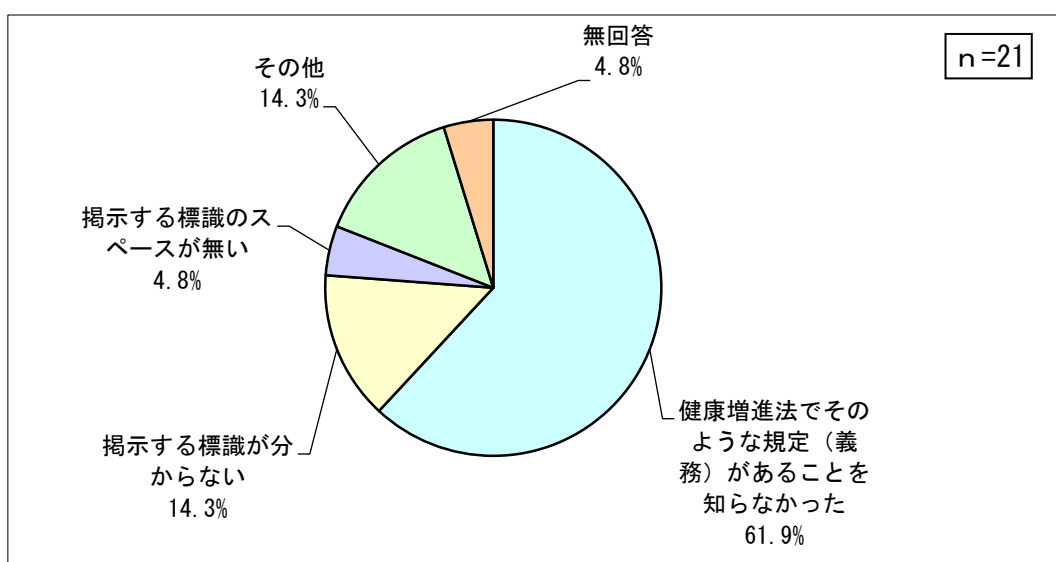


分煙対策をとっている施設を対象に、喫煙専用室を設置に関する標識の掲示について聞いたところ、「掲示している」が59.3%であり、約6割が掲示していると回答した。

◆問 11 で「2. 掲示していない」と回答した方にお聞きします。

問 12 標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない理由はなんですか（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	健康増進法でそのような規定（義務）があることを知らなかった	13	61.9
2	掲示する標識が分からない	3	14.3
3	掲示する標識のスペースが無い	1	4.8
4	その他	3	14.3
	無回答	1	4.8
	全体	21	100.0



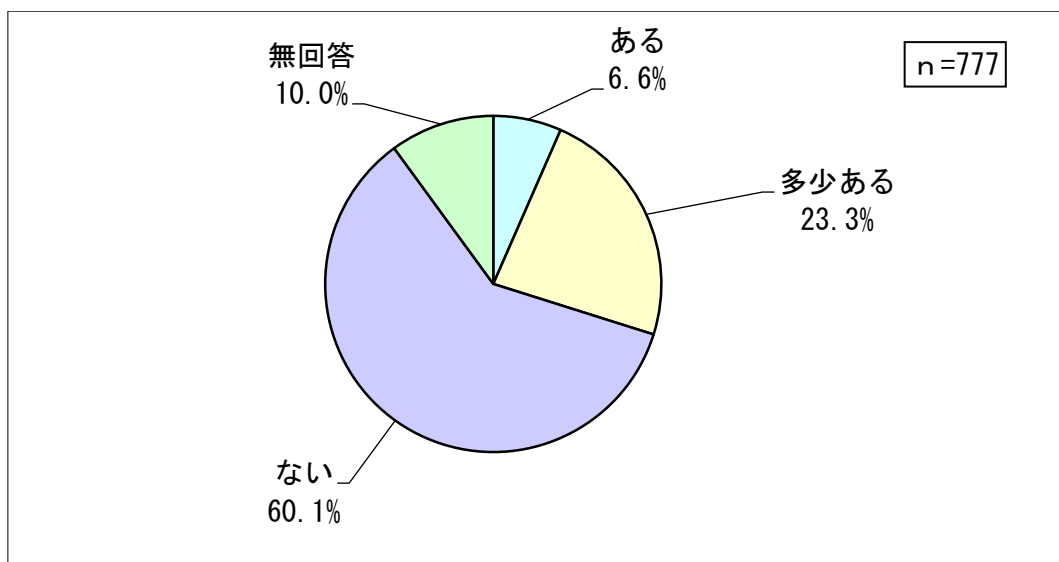
標識（喫煙専用室等設置）を掲示していない施設を対象に、掲示していない理由について聞いたところ、「健康増進法でそのような規定（義務）があることを知らなかった」の割合が最も高く 61.9%であった。

その他の回答については、次の通り。「どこで出しているのかわからなかった」、「店内美観のため表示しない」、「一度貼ったが、めくれてとれました」

◆問6で「1. 分煙」または「2. 店内全面禁煙」と回答した方にお聞きします。

問13 利用者からたばこを吸えないことについての苦情はありますか（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	51	6.6
2	多少ある	181	23.3
3	ない	467	60.1
	無回答	78	10.0
	全体	777	100.0



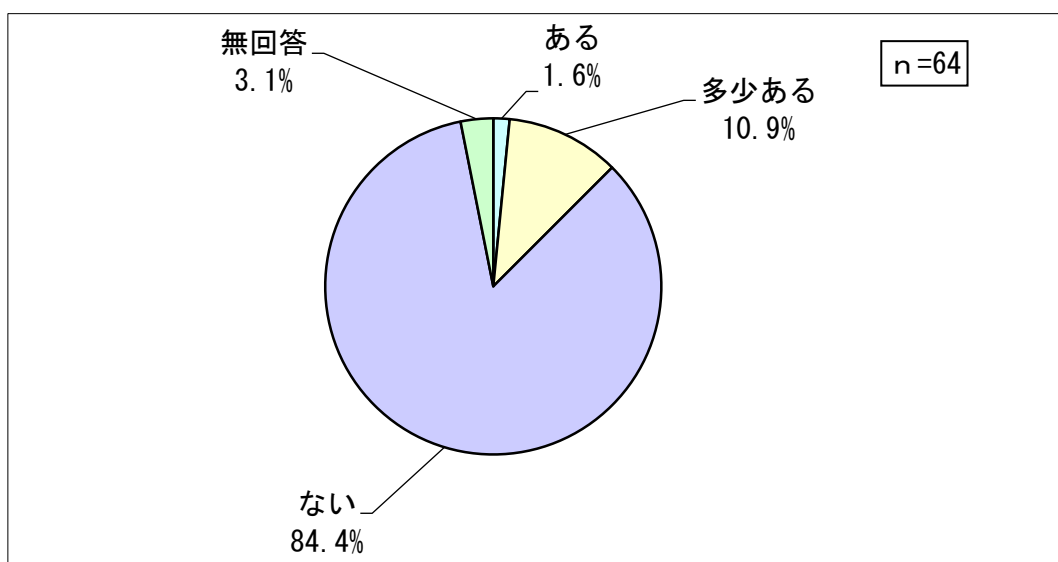
店内全面禁煙または分煙の対策をとっている店を対象に、店内でたばこを吸えないことに関する苦情について聞いたところ、「ない」の割合が60.1%と最も高く、次いで「多少ある」が23.3%、「ある」が6.6%であった。

◆問6で「4. 1、2及び3以外」と回答した方にお聞きします。

問14 この1年間で利用客から、たばこの煙についての苦情はありますか。

(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	1	1.6
2	多少ある	7	10.9
3	ない	54	84.4
	無回答	2	3.1
	全体	64	100.0

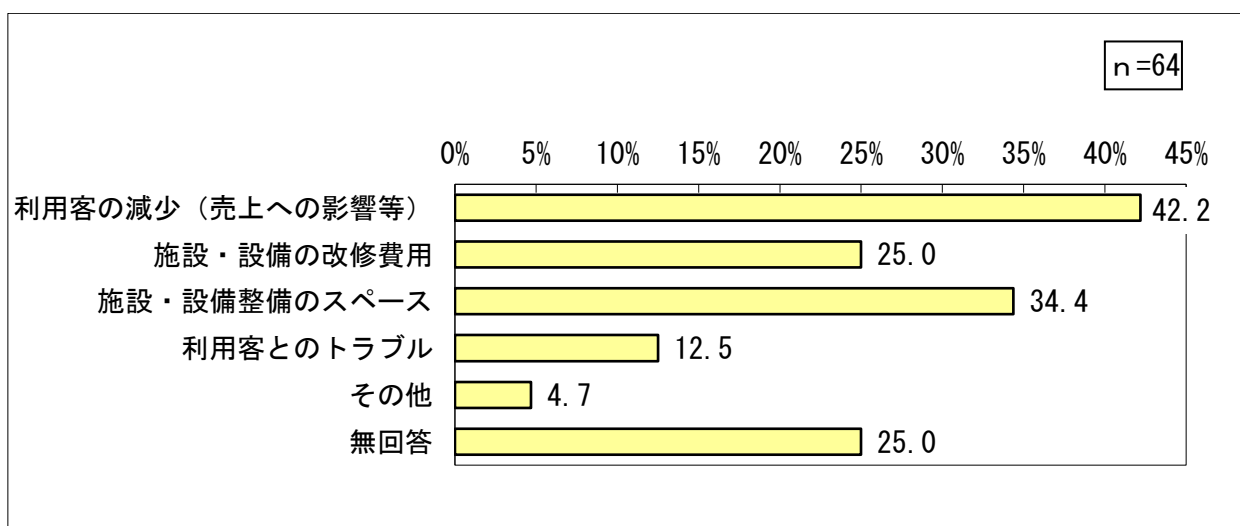


屋内の喫煙環境について分煙、店内全面禁煙、喫煙可能室を設置のいずれにも該当しない施設を対象に、たばこの煙の苦情について聞いたところ、「ない」の割合が84.4%であり、8割以上の施設がたばこの煙の苦情はないと回答した。

◆問6で「4. 1、2及び3以外」と回答した方にお聞きします。

問15 今後、受動喫煙防止対策に取り組む上での課題はなんですか。(あてはまるものに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用客の現象（売上への影響等）	27	42.2
2	施設・設備の改修費用	16	25.0
3	施設・設備整備のスペース	22	34.4
4	利用客とのトラブル	8	12.5
5	その他	3	4.7
	無回答	16	25.0
	全体	64	100.0



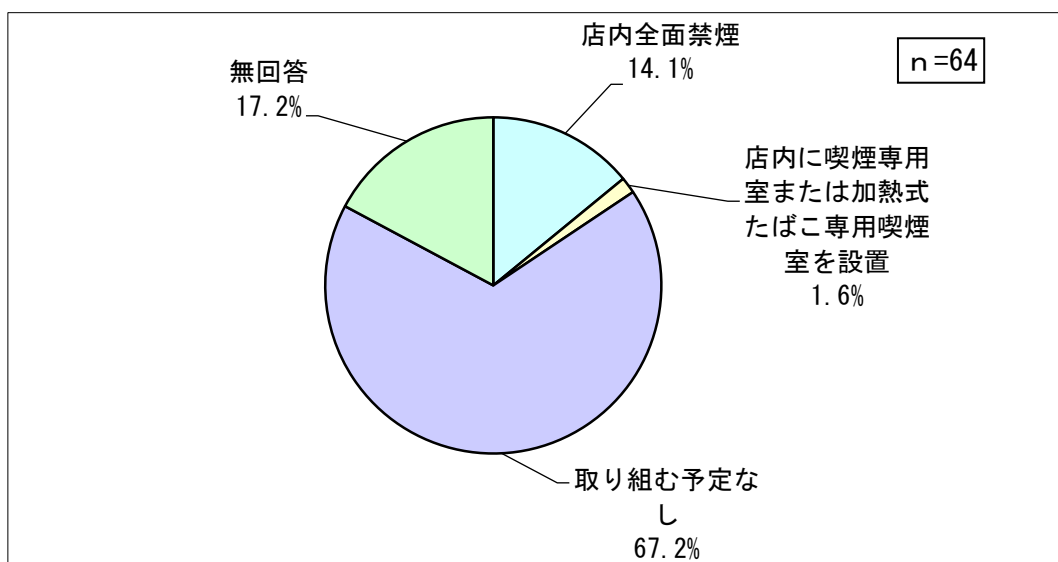
屋内の喫煙環境について分煙、店内全面禁煙、喫煙可能室を設置のいずれにも該当しない施設を対象に、受動喫煙対策の課題について聞いたところ、「利用客の減少」の割合が最も高く42.2%であった。次いで「施設・設備整備のスペース」が34.4%、「施設・設備の改修費用」が25.0%、「利用客とのトラブル」が12.5%であった。

その他の回答については、次の通り。「外での喫煙、たばこのポイ捨て」、「外で喫煙出来る場所を作りトラブルありません」、「店にて喫煙は外にて行っていますが、冬は少々寒いです」

◆問6で「4. 1、2及び3以外」と回答した方にお聞きします。

問16 貴店では、今後、受動喫煙防止対策に取り組む予定はありますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	店内全面禁煙	9	14.1
2	店内に喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室を設置	1	1.6
3	取り組む予定なし	43	67.2
	無回答	11	17.2
	全体	64	100.0

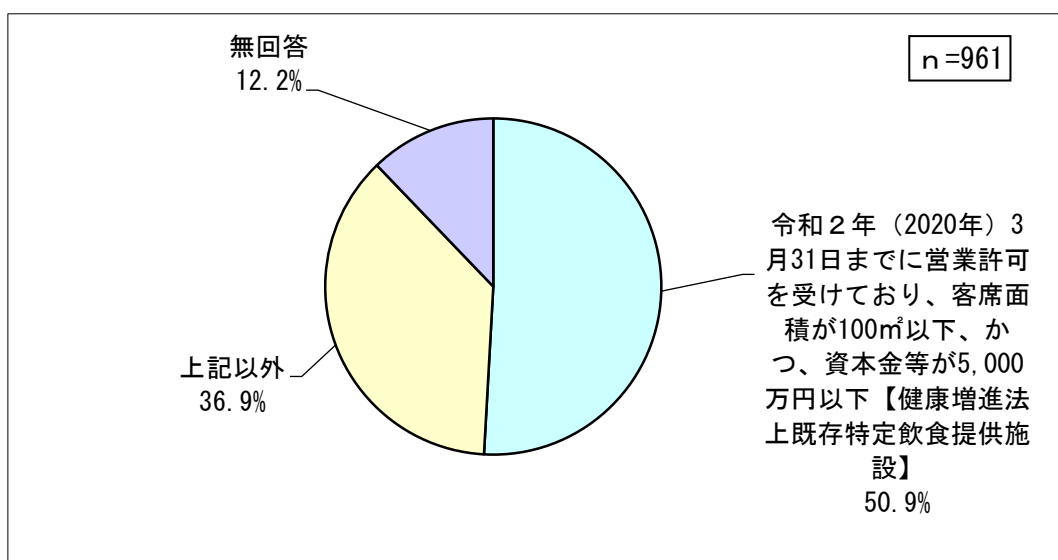


受動喫煙防止対策に取り組んでいない施設を対象に、受動喫煙防止対策への取り組み予定について聞いたところ、「店内全面禁煙」が14.1%、「店内に喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室を設置」が1.6%であった。一方、「取り組む予定なし」が67.2%であった。

◆全店にお聞きします。

問 17 貴店の経営規模等をお答えください。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	令和2年(2020年)3月31日までに営業許可を受けており、客席面積が100㎡以下、かつ、資本金等が5,000万円以下【健康増進法上既存特定飲食提供施設】	489	50.9
2	上記以外	355	36.9
	無回答	117	12.2
	全体	961	100.0

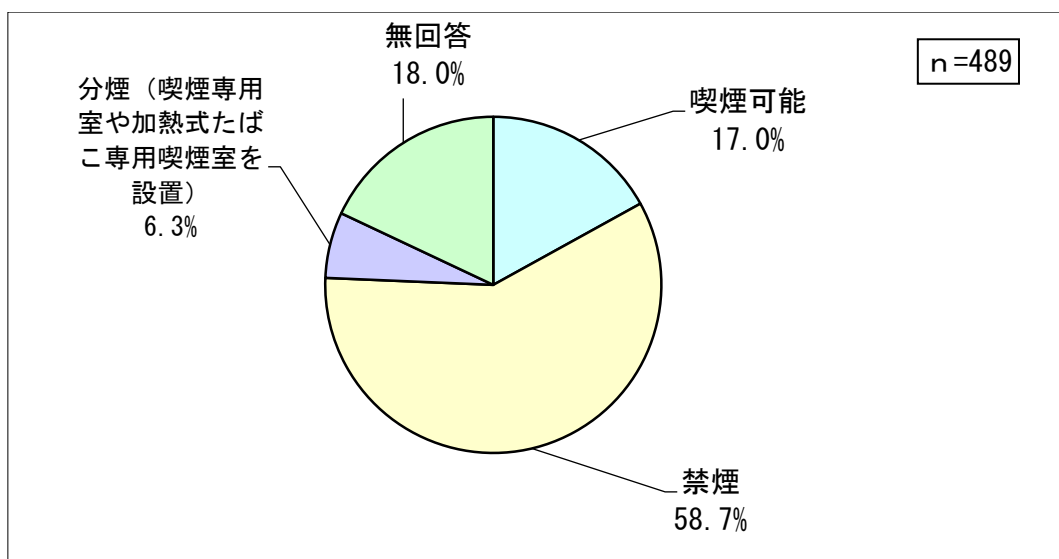


飲食店の経営規模について、「健康増進法上既存特定飲食提供施設」の割合は50.9%と、約5割が健康増進法上既存特定飲食提供施設であると回答した。

◆問 17 で「1. 既存特定飲食提供施設」と回答した方にお聞きします。

問 18 貴店は、店内を喫煙可能としていますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	喫煙可能	83	17.0
2	禁煙	287	58.7
3	分煙（喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室を設置）	31	6.3
	無回答	88	18.0
	全体	489	100.0

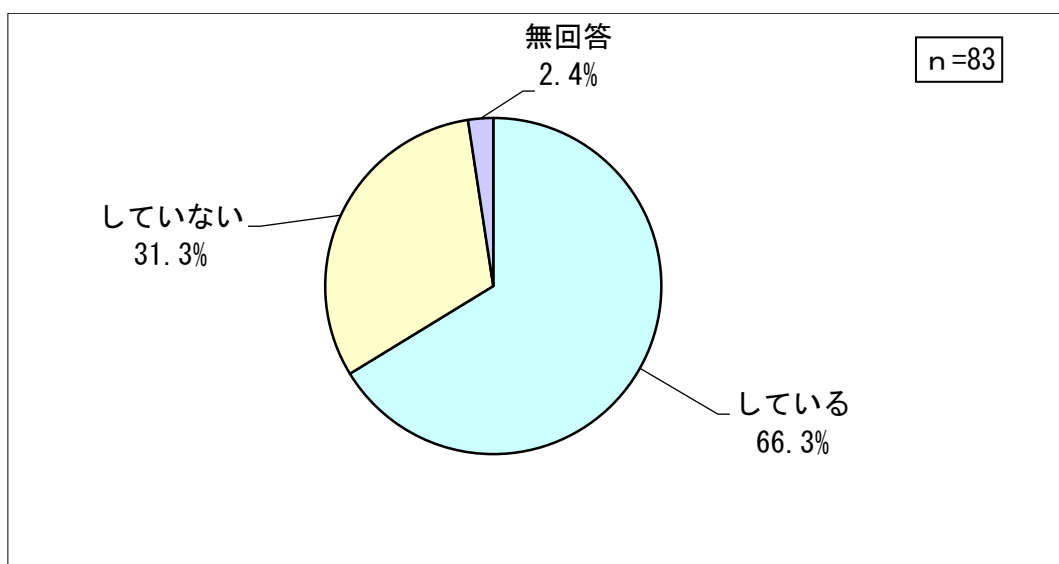


健康増進法上既存特定飲食提供施設を対象に、店内の喫煙可否について聞いたところ、「禁煙」の割合が 58.7%と最も高く、次いで「喫煙可能」が 17.0%、「分煙（喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室を設置）」6.3%であった。

◆問 18 で「1. 喫煙可能」と回答した方にお聞きします。

問 19 健康増進法に基づく喫煙可能室設置施設の届出を最寄りの保健所に行っていますか。(1つに○)

No.	カテゴリー名	n	%
1	している	55	66.3
2	していない	26	31.3
	無回答	2	2.4
	全体	83	100.0



店内で喫煙可能な既存特定飲食提供施設を対象に、届出を行っているか聞いたところ、「している」の割合が66.3%と最も高く、6割以上の施設が喫煙可能室設置施設である届出をしていると回答した。

問 20 本調査や受動喫煙防止対策についてご意見等がございましたら、次の「ご意見等記入欄」にお書きください。

無回答や「特になし」等を除き、127 の施設から意見が寄せられた。

主な意見は次の通り。

○規制緩和

・特にないが、加熱式たばこのように煙の少ないものについては多少規制を緩和しても差し支えないと思う

・地方の飲食店ではむずかしい問題です。防止により利用客の減少は必須です。当飲食店では苦情はなく問題はおきてないのが現状です。反対に飲食をしながらタバコが吸えると大変喜ばれています

・受動喫煙等に関してはある程度知っており理解しているつもりですが当店に来店者は常連者が多く、以前から喫煙をやめられないなどで届け出を提出し営業致しております。

・吸う人は吸える場所、吸わない人は吸えない場所に行くべきであり、すべてを規制する必要はない。

・たばこを売っているのになぜ喫煙するところが少なくなるのがわからない。

・他店で禁煙のため、当店に来て喫煙できてよかったというお客様が非常に多い

○広報・周知の強化

・ステッカーが手元がないが、入手方法などこの資料案内があれば良いと思います

・禁煙なら禁煙でいいのだが客側の周知が足りないためルールを守らない店に客が流れ、ルールを守っている店側が悪者のような扱いを受け、タバコが吸えないという理由の客離れがあることは確か。一般の喫煙者等への周知を求む

・道の条例の禁煙ステッカーを掲示する義務は知りませんでした。禁煙ステッカーをいただければ店頭に掲示させていただきます。

・お客さんで知らない人が多すぎる。子連れで来ようとする。一般の人にもっと認知させてほしい

○規制・罰則の強化

・令和 2 年 4 月 1 日以降に開店した小規模店なのに喫煙可とする飲食店が多すぎる。営業免許剥奪などの厳重なる罰則を求める。

・自分がたばこを吸わないのでたばこの害などもっと広く伝え販売も規制するぐらいやってほしい！

・喫煙は身体健康のみならず施設における火災の原因にもなります。守れない人は厳しく処罰されるべきです。当館も悪質なお客様には厳格に対応します

・すべての店で内も外も禁煙にしてほしい

○対応の難しさ

・お客様がこの防止対策について知らなさすぎて子連れで来て、断るとクレームになりかけます。その他団体予約が入っていたのに子供が混ざってしまるとキャンセルになり困っています。

・届け出を出すことを知らなかった為、近々相談に行きたいと思う。お客様の8割が加熱式など吸っているため止められないと思う

・店内全面禁煙には賛成ですが、安易に施設内禁煙などしてタバコを禁止すると隠れて吸う、無視して吸うなどの行為や、吸い殻を所構わず捨てるなどがみられますので、喫煙可能施設を作ったほうがマナーは守られると思います。確かに受動喫煙防止は大切ですが、タバコを吸う権利もあります。

・問9でも答えましたが各テーブルにダクトを設置しております。この法令（条例）に対しお客様へご迷惑をかけないような設備をしていると思います。

※私の座右の銘は「タバコと微笑みは切らさない」です！

○受動喫煙防止対策の実施・推進

・禁煙標識を掲示するのが義務なことを忘れていたのでこのアンケートを機に速やかに掲示します

・出入り口に禁煙標識のステッカーを掲示してありますが経年劣化により変色してしまいました。複製するわけにいかないので予備のステッカーを配布していただけるとありがたいです。（道作成標識ステッカー）店内掲示分は定期的にダウンロードしています

・すべてのお客様に楽しく過ごしていただくためにはなかなか難しいです。すごく良い事業でこちらとしてももっと取り組みたいと思っています。

・他店の入口には灰皿を設置している所が多く見られますが保健所で届け出た時、玄関にも灰皿を置くことはいけないとのことでした。現状守られていないと思います。当店は未成年者の入店、同伴も含め入店を断っております